

恵庭市一般廃棄物処理基本計画 (案)

令和3年 月



恵 庭 市

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の基本的事項.....	1
1. 計画の位置づけ.....	2
第2節 恵庭市の概況.....	4
1. 気象及び人口.....	4
2. 産業の動向.....	6
第3節 廃棄物処理行政の動向.....	7
1. 国の施策及び目標.....	7
2. 北海道の計画及び目標.....	9
第2章 ごみ処理基本計画.....	13
第1節 ごみ処理の現況及び課題.....	13
1. ごみ処理の体制とごみ組成.....	13
2. ごみ処理の実績.....	20
3. 施策の実施状況.....	29
4. ごみ処理の評価.....	30
5. ごみ処理の課題.....	31
第2節 計画策定の基本的考え方.....	32
1. ごみ処理の理念.....	32
2. 基本方針.....	32
3. ごみの発生抑制・資源化目標.....	33
4. 今後のごみ総排出量及び処理量の見込み.....	34
第3節 計画における具体的方策に関する事項.....	38
1. 市民・事業者・市の役割.....	38
2. 基本方針を踏まえた方策.....	39
第4節 収集・運搬計画に係るごみ分別の基本的な考え方.....	42
1. 家庭系廃棄物.....	42
2. 事業系廃棄物.....	42
第5節 適正な処理を実施するための基本的な計画.....	43
1. 収集・運搬計画.....	43
2. 中間処理計画.....	43
3. 最終処分計画.....	45
第6節 ごみ処理施設の整備に関する事項.....	46
1. 中間処理施設及び最終処分場.....	46

第3章 生活排水処理基本計画	47
第1節 はじめに	47
1. 恵庭市の特性等	47
第2節 基本方針	48
1. 生活排水処理に係る基本的理念	48
2. 生活排水処理の基本方針	48
3. 目標年次	48
第3節 生活排水の排出の状況	49
1. 生活排水の処理体系	49
2. 生活排水処理施設の整備状況	49
3. 生活排水の状況	50
4. 生活排水処理に係る問題点など	52
第4節 生活排水の処理主体	53
1. 収集区域の範囲	53
2. 収集運搬、処理の方法	53
第5節 生活排水処理基本計画	54
1. 生活排水の処理の計画	54
2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画	55
3. 住民に対する広報・啓発活動	56

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の基本的事項

一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、恵庭市（以下「本市」といいます。）の区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の適正な処理を行うため策定するものです。

本市では、平成18年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、その後平成21年度に改定し、中間見直しとして平成27年度に新たな基本計画の策定を行いました。前回の計画策定から5年を経たことや、焼却施設が本稼働したことなどを踏まえ、今回新たな基本計画を策定することとしました。

計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成されます。

- 「ごみ処理基本計画」は、本市が長期的・総合的視野に立って、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。
- 「生活排水処理基本計画」は、本市が長期的・総合的視野に立って、将来における生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法など、生活排水処理に係る基本的事項を定めます。

1. 計画の位置づけ

(1) 他計画との関係

本計画は、「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」などの関係法令や国及び北海道の計画に基づくものであり、本市の「第5期恵庭市総合計画」及び「第2次 恵庭市環境基本計画」に則して策定するものです。

また、本計画は10年間の長期計画であり、各年度の事業については「恵庭市一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

本計画の位置付けは、図1-1-1-1のとおりです。

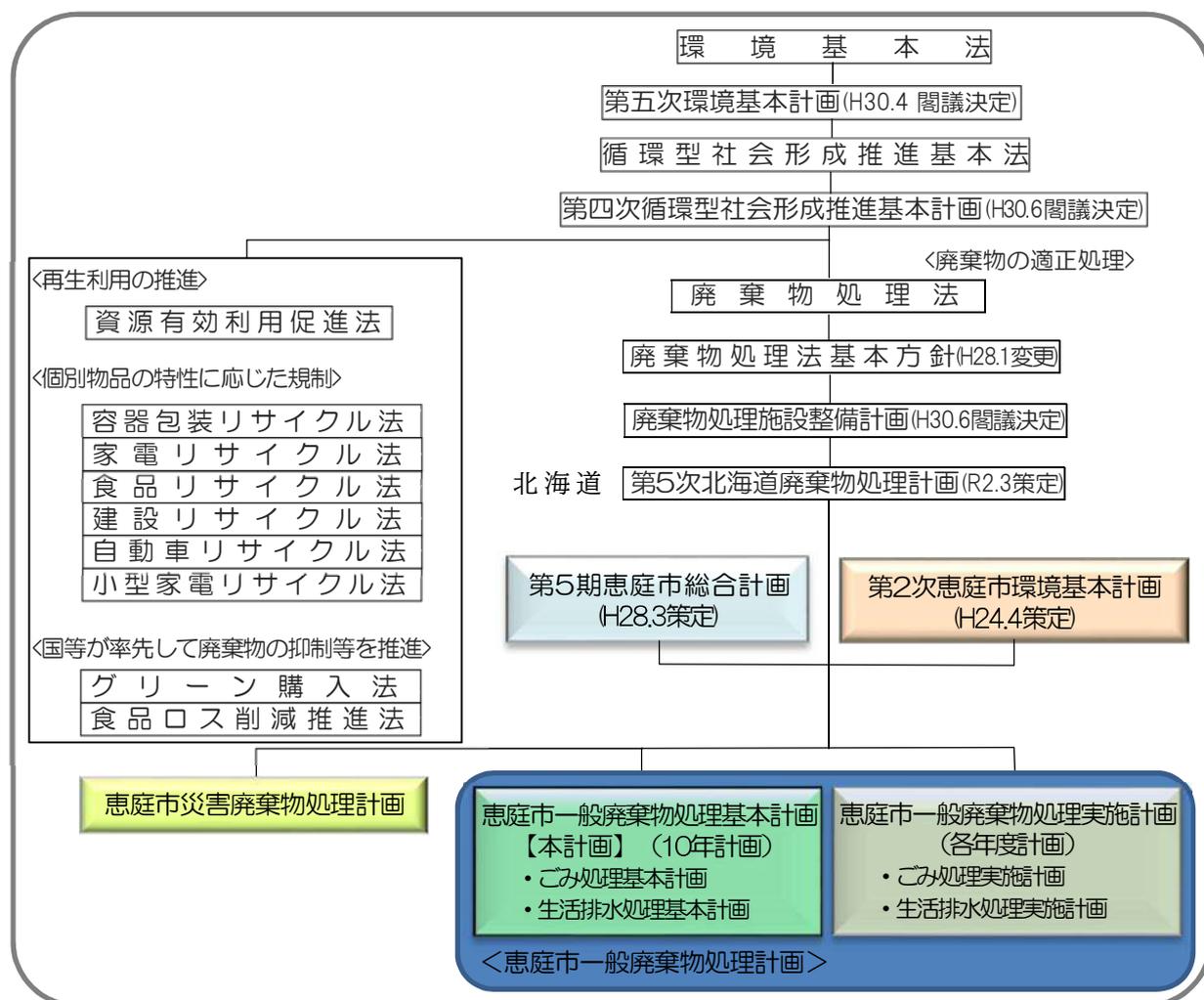


図1-1-1-1 恵庭市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

(2) 計画対象地域

本計画の対象区域は、本市行政区域内全域とします。

(3) 計画の範囲

本計画の範囲は、一般廃棄物とします。一般廃棄物は、「ごみ」と「生活排水」に分けられます。また、現在受け入れている産業廃棄物についても一部範囲とします。

「生活排水」は、生活雑排水とし尿及び浄化槽汚泥とします。

(4) 計画期間（目標年次）

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度末までの10年間として、各目標や指針を設定します。中間見直しは、目標の達成状況を検証して概ね5年後に行います。

また、ごみ処理に関する新たな課題や、社会情勢の変化等に対応する必要性が生じた際は、上記のスケジュールに関わらず適宜見直しを行うこととします。

第2節 恵庭市の概況

1. 気象及び人口

(1) 市の概況

本市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間（東経141° 14~39'、北緯42° 47~59'）に位置し、恵まれた交通アクセスと穏やかな気候風土のあるまちです。

令和元年における本市の気象概況は、表1-2-1-1のとおり、年平均気温が7.6℃、年間降水量が871mm、最深積雪が68cmとなっています。



恵庭市の概要

- 面積：294.65km²
- 広がり：東西34km、南北23km
- 海拔：34.1m(市役所)
- 人口：69,900人(令和2年3月末現在)

表1-2-1-1 本市の気象概況（令和元年（2019年）恵庭島松）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
最高気温(℃)	-1.3	-0.6	4.6	11.9	19.7	20.8	23.2	24.9	22.8	16.5	7.3	1.8	24.9
最低気温(℃)	-12.9	-13.0	-5.0	-0.4	7.4	11.4	16.4	17.1	11.7	4.5	-3.5	-8.6	-13.0
平均気温(℃)	-5.9	-5.7	0.5	5.8	13.1	15.5	19.2	20.7	17.2	11	2.1	-2.9	7.6
降水量(mm)	57.5	23.0	31.5	27.5	49.5	97.0	55.5	194.0	108.0	145.5	37.5	44.5	871.0
最深積雪(cm)	65	68	52	0	0	0	0	0	0	0	12	6	68

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ観測地点：恵庭島松

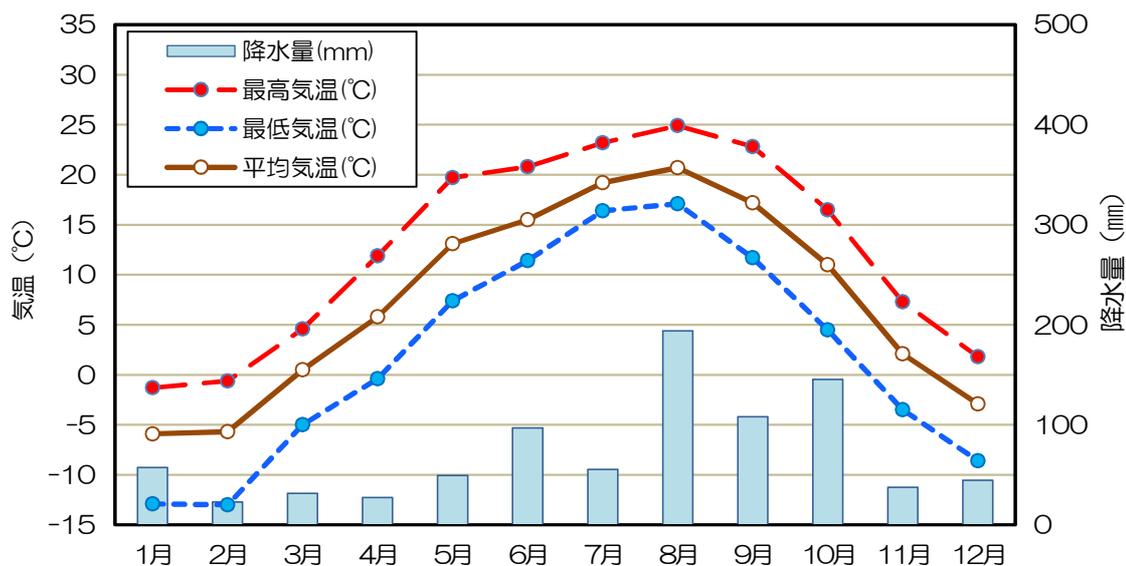


図1-2-1-1 本市の気温と降水量（令和元年 恵庭島松）

(2) 人口

本市における過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表1-2-1-2と図1-2-1-2のとおりです。

令和元年度末（令和2年3月31日）の人口は69,900人、世帯数は33,779戸で、1世帯当たりの人口は2.07人／戸となっています。

表1-2-1-2 人口及び世帯数の推移（各年度末）

年度	項目	人口(人)	世帯数(戸)	1世帯当たりの人口(人/戸)
H22(2010)		68,853	30,404	2.26
H23(2011)		68,754	30,573	2.25
H24(2012)		68,797	30,884	2.23
H25(2013)		68,751	31,066	2.21
H26(2014)		68,898	31,470	2.19
H27(2015)		68,934	31,880	2.16
H28(2016)		69,197	32,416	2.13
H29(2017)		69,447	32,867	2.11
H30(2018)		69,626	33,331	2.09
R1/H31(2019)		69,900	33,779	2.07

出典：住民基本台帳

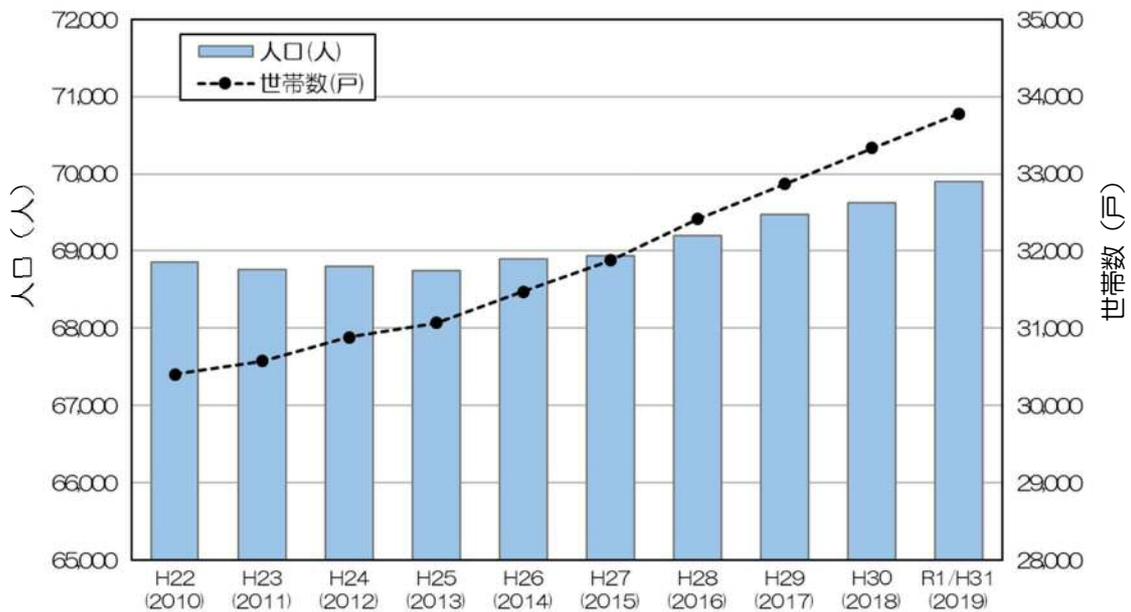


図1-2-1-2 人口及び世帯数の推移（各年度末）

2. 産業の動向

本市における産業別事業所数と従業者数の推移は、表1-2-2-1及び図1-2-2-1のとおりです。

表1-2-2-1 産業別事業所数及び従業者数 (単位：人)

産業(大分類)	平成21年 (2009年)		平成24年 (2012年)		平成26年 (2014年)		平成28年 (2016年)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農林漁業	29	393	21	177	26	271	21	216
鉱業・採石業・砂利採取業	2	8	2	4	2	6	2	9
建設業	198	1,901	169	1,441	178	1,587	169	1,418
製造業	104	5,273	109	4,977	112	4,787	112	4,651
電気・ガス・熱供給・水道業	6	344	2	45	6	113	1	35
情報通信業	13	66	9	97	8	106	7	95
運輸業・郵便業	81	1,677	77	1,693	77	1,598	79	1,653
卸売・小売業	472	4,104	441	3,968	444	3,971	430	4,363
金融業・保険業	39	292	35	298	33	262	32	258
不動産業・物品賃貸業	109	385	101	351	102	362	85	290
学術研究・専門・技術サービス業	67	445	62	406	63	440	60	353
宿泊業・飲食サービス業	312	2,112	290	1,868	278	1,942	261	1,916
生活関連サービス業・娯楽業	228	1,509	220	1,016	226	1,513	216	1,295
教育・学習支援業	101	1,380	82	797	103	1,382	82	1,259
医療・福祉	145	2,891	138	3,019	184	3,225	179	3,162
複合サービス業	13	173	11	83	13	216	13	228
サービス業(他に分類されないもの)	106	1,213	109	909	103	642	103	822
公務(他に分類されるものを除く)	22	4,157	-	-	22	3,554	-	-
全産業	2,047	28,323	1,878	21,149	1,980	25,977	1,852	22,023

出典：恵庭市統計書

※ 平成21年、平成26年は経済センサス-基礎調査、平成24年、平成28年は経済センサス-活動調査(公営事業所対象外)のため、各年の数値を単純に比較することはできません。

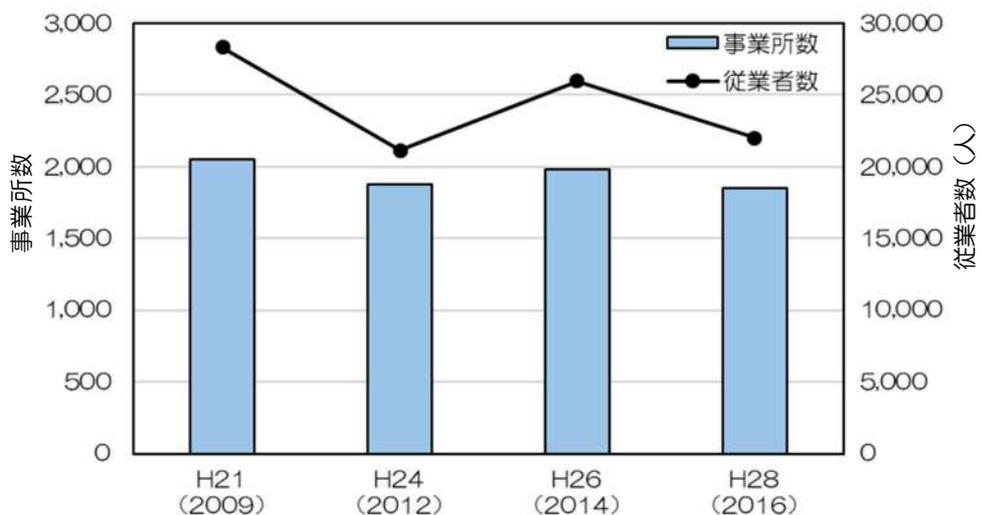


図1-2-2-1 市内事業所数及び従業者数の推移

第3節 廃棄物処理行政の動向

1. 国の施策及び目標

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の全体像に関する指標・目標	
資源生産性 (GDP/天然資源等投入量)	令和7(2025)年度目標：約49万円/トン (平成12(2000)年度の約2倍)
入口側の循環利用率(%) 循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量)	令和7(2025)年度目標：約18% (平成12(2000)年度の約1.8倍)
出口側の循環利用率(%) 循環利用量/廃棄物等発生量	令和7(2025)年度目標：約47% (平成12(2000)年度の約1.3倍)
最終処分量	令和7(2025)年度目標：約13百万トン (平成12(2000)年度から約77%減)

持続可能な社会づくりとの統合的取組	
循環型社会ビジネスの市場規模	令和7(2025)年度目標：平成12(2000)年度の約2倍
家庭系・事業系食品ロス量	令和12(2030)年度目標：平成12(2000)年度の半減

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	
1人1日当たりのごみ排出量	令和7(2025)年度目標：約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和7(2025)年度目標：約440g/人・日
事業系ごみ排出量	令和7(2025)年度目標：約1,100万t/年

※国の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、集団回収量、資源物等を除く値を示す。

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

廃棄物の減量化に関する指標・目標(令和2(2020)年度)		
廃棄物の排出量	一般廃棄物	平成24(2012)年度比：約12%削減
	産業廃棄物	平成24(2012)年度比：増加を約3%に抑制
再生利用率	一般廃棄物	約21%から約27%に増加
	産業廃棄物	約55%から約56%に増加
最終処分量	一般廃棄物	平成24(2012)年度比：約14%削減
	産業廃棄物	平成24(2012)年度比：約1%削減
1日1人当たりの家庭系ごみ排出量		500g/人・日

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業に関する指標・目標（令和4（2022）年度）	
ごみのリサイクル率	21% → 27%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	平成29（2017）年度の水準（20年分）を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	19% → 21%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	40% → 46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	53% → 70%
合併処理浄化槽の基数割合	62% → 76%
省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量	5万トン-CO ₂ → 12万トン-CO ₂ (平成29（2017）年度）（令和4（2022）年度）

2. 北海道の計画及び目標

(1) 北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）

物質フロー指標及び目標（令和6年度（2024年度））	
循環利用率 （循環利用量/総物資投入量）	目標：17% （平成29(2017)年度から1.3ポイント増）
最終処分量 （一般廃棄物最終処分量+産業廃棄物最終処分量）	目標：82万トン以下 （平成29(2017)年度から約18%削減）

① 環境に配慮した取り組みの推進

取組の指標及び目標（令和6年度（2024年度））	
ごみ減量化、再使用・再利用のための 具体的行動（道民意識調査結果）	意識度 ^{※1} ：95%以上（令和元年度93.2%） 実践度 ^{※2} ：60~80%以上（同21~68%）

※1 意識度：「ごみを減らしたいと考えている」と回答した割合。

※2 実践度：「いつもリサイクルなどに取り組んでいる」と回答した割合(21%)から、「ときどき取り組んでいる」(47%)と回答した割合を含めた範囲とし、「いつも取り組んでいる」割合の底上げを図る。

② 廃棄物の適正処理の推進

取組の指標及び目標（令和6年度（2024年度））	
一般廃棄物の排出量	目標：170万トン以下 （平成29（2017）年度から約10%削減）
一般廃棄物の1人1日当たりの排出量	目標：900グラム/人・日以下 （平成29（2017）年度から約5%削減）
産業廃棄物の排出量	目標：3,750万トン以下 （平成29（2017）年度から約3%削減）
一般廃棄物のリサイクル率	目標：30%以上 （平成29（2017）年度から約6ポイント増加）
産業廃棄物の再生利用率	目標：57%以上 （平成29（2017）年度から1.5ポイント増加）
一般廃棄物の最終処分量	目標：25万トン以下 （平成29（2017）年度から約20%削減）
産業廃棄物の最終処分量	目標：57万トン以下 （平成29（2017）年度から約16%削減）

③ バイオマス利活用の推進

取組の指標及び目標（令和4年度（2022年度））	
廃棄物系バイオマス利活用率	目標：90%以上 （平成28（2016）年度 89.8%）
未利用バイオマス利活用率	目標：70%以上 （平成28（2016）年度 71.5%）
バイオマス活用推進計画等策定市町村	目標：60市町村 （平成30（2018）年度 54市町村）

(2) 北海道廃棄物処理計画（第5次）

① 環境に配慮した取組の推進

区 分	現 状 (平成29年度) (2017年度)	目 標 (令和6年度(2024年度))
一般廃棄物の排出量	187.3万トン	170万トン以下（約10%削減）
1人1日当たりのごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下（約5%削減）
1人1日当たりの家庭から 排出するごみの量	598g/人・日 (453g/人・日*)	550g/人・日以下（約5%削減）
産業廃棄物の排出量	3,874万トン	3,750万トン以下（約3%削減）
//（動物のふん尿除く）	1,923万トン	1,800万トン以下（約6%削減）

※（）内は国の評価方法にあわせて資源ごみを除いて算出した値。

② 適正な循環的利用

区 分	現 状 (平成29年度) (2017年度)	目 標 (令和6年度(2024年度))
一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30% 以上とする
産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57% 以上とする
//（動物のふん尿除く）	36.3%	38.5% 以上とする

③ 適正処理の確保

区 分	現 状 (平成29年度) (2017年度)	目 標 (令和6年度(2024年度))
一般廃棄物の最終処分量	31.6万トン	25万トン以下（約20%削減）
産業廃棄物の最終処分量	67.9万トン	57万トン以下（約16%削減）

④ バイオマスの利活用

区 分	現 状 (平成28年度) (2016年度)	目 標 (令和4年度(2022年度))
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	89.8%	90%以上とする

(3) 本市の条例及び計画

① 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

名 称	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
制 定	平成6年3月
目 的	廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進すること。廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持すること。
最終改正	令和2年4月1日

② 恵庭市廃棄物処理施設設置条例

名 称	恵庭市廃棄物処理施設設置条例
制 定	昭和54年3月
目 的	廃棄物の衛生的な処理を図るため。
最終改正	令和2年3月16日
概 要	名称及び位置について定めている。

③ きれいなまちづくり条例

名 称	きれいなまちづくり条例
制 定	平成15年3月
目 的	空き缶やたばこの吸い殻などの散乱を防止することにより地域の環境美化を促進し、市民の生活環境の向上に役立てることを目的とする。
概 要	市、市民等、事業者の各々の取り組みについて定めている。

④ 恵庭市総合計画

名 称	(第5期) 恵庭市総合計画
制 定	平成28年4月
目 的	地域全体の総合的発展を計画的に進めることを目的として策定。
概 要	将来にわたって、活力のある恵庭のまちの実現をめざすため、総合的なまちづくりの指針として策定。

⑤ 恵庭市ごみ焼却施設基本計画

名 称	恵庭市ごみ焼却施設基本計画
制 定	平成27年11月
目 的	最終処分場の延命化、無害・無臭化に向けて焼却施設の早期整備を行うために策定。ごみの焼却施設の整備に向けた基本方針や基本的事項を示した。
概 要	焼却施設整備に係る条件、基本方針を整理し、整備計画、配置計画、環境保全目標等を設定している。

⑥ 恵庭市分別収集計画

名 称	恵庭市分別収集計画（計画年次：令和2年～6年）
制 定	令和元年6月
目 的	容器包装廃棄物の発生を抑制し、地域の3Rを推進し廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用、循環型社会の形成を図ること。
概 要	基本方針、期間、対象品目、容器包装廃棄物の排出量見込み、市民、事業者、恵庭市の役割を明示し、具体的な分別方法や目標を設定している。

⑦ 恵庭市災害廃棄物処理計画

名 称	恵庭市災害廃棄物処理計画
制 定	令和2年7月
目 的	復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、および廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする目的として、処理体制の構築を行うこと。
概 要	災害廃棄物の発生量を想定し、住民への発信、処理の基本方針、搬出・運搬の方針、再利用・再資源化、処理対策の方法、スケジュール等を明示する。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況及び課題

1. ごみ処理の体制とごみ組成

(1) 分別区分と手数料

本市では令和2年4月からごみ処理手数料を改定しました。家庭系及び事業系廃棄物の手数料は、以下のとおりです。

なお、令和7年度からの手数料については、令和4年度に改めて検討・算定することを予定しています。

① 家庭系廃棄物

表2-1-1-1 家庭系廃棄物の処理手数料

種類	容量	ごみ袋の販売価格		
		～令和元年度 (2019年度)	令和2～3年度 (2020～2021年度)	令和4～6年度 (2022～2024年度)
燃やせる ごみ	5 ㇿ	5枚入り	50円	5枚入り 75円
	10 ㇿ	5枚入り	100円	5枚入り 150円
	20 ㇿ	5枚入り	200円	5枚入り 300円
	40 ㇿ	5枚入り	400円	5枚入り 600円
燃やせない ごみ	5 ㇿ	5枚入り 50円	5枚入り 100円	
	10 ㇿ	5枚入り 100円	5枚入り 200円	
	20 ㇿ	5枚入り 200円	5枚入り 400円	
	40 ㇿ	5枚入り 400円	5枚入り 800円	
粗大ごみ		1個につき 100円	品目に応じて1個につき 100～900円	→
直接搬入ごみ (燃やせるごみ)		10キログラム につき70円	一般家庭の 直接搬入不可	→
直接搬入ごみ (燃やせないごみ)			10キログラムにつき 231円	→
生ごみ ※改定なし	3 ㇿ	5枚入り 30円		
	6 ㇿ	5枚入り 60円		
	12 ㇿ	5枚入り 120円		

② 事業系廃棄物

表2-1-1-2 事業系廃棄物の処分手数料

種類	区分	処分手数料(10キログラムあたり)		
		～令和元年度 (2019年度)	令和2～3年度 (2020～2021年度)	令和4～6年度 (2022～2024年度)
事業系 一般廃棄物	燃やせるごみ ^{ア)}	112円	128円	217円
	燃やせないごみ ^{イウ)}	112円	231円	343円
	資源物	112円	114円	→
	生ごみ	112円	93円	→
産業廃棄物	燃やせるごみ ^{エ)}	168円	400円	→
	燃やせないごみ ^{オ)}	201円	509円	→

- ア) 一般廃棄物可燃：1個40cm角未満 ※1で100%可燃性素材の一般廃棄物
 - イ) 一般廃棄物不燃A：100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない一般廃棄物
 - ウ) 一般廃棄物不燃B：個人消費 ※2により発生する不燃性または可燃と不燃の混合の一般廃棄物
 - エ) 産業廃棄物可燃：1個40cm角未満 ※1で100%可燃性素材の産業廃棄物
 - オ) 産業廃棄物不燃：金属・ガラス・陶磁器・コンクリート・がれき類等の混合物、または100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない産業廃棄物、塩ビ管
- ※1 ロープ・紐は切断後の状態で全長2m未満（一廃・産廃共通）まで可
 ※2 従業員が個人で購入して事業所に持ち込んで消費した弁当からや飲料容器

(2) 家庭系廃棄物の収集方法

家庭系廃棄物の収集方法は、戸別収集方式（一部ステーション方式あり）となっており、収集業務は民間業者へ委託しています。

収集頻度は、燃やせるごみと生ごみが週2回となっています。また、資源物は週1回で、第2週と第3週のどちらか1回は燃やせないごみ及び危険ごみの収集日としており、その週は資源物の収集はありません。

粗大ごみについては、令和元年度から事前申込制となっており、申し込みで決定した日に収集します。

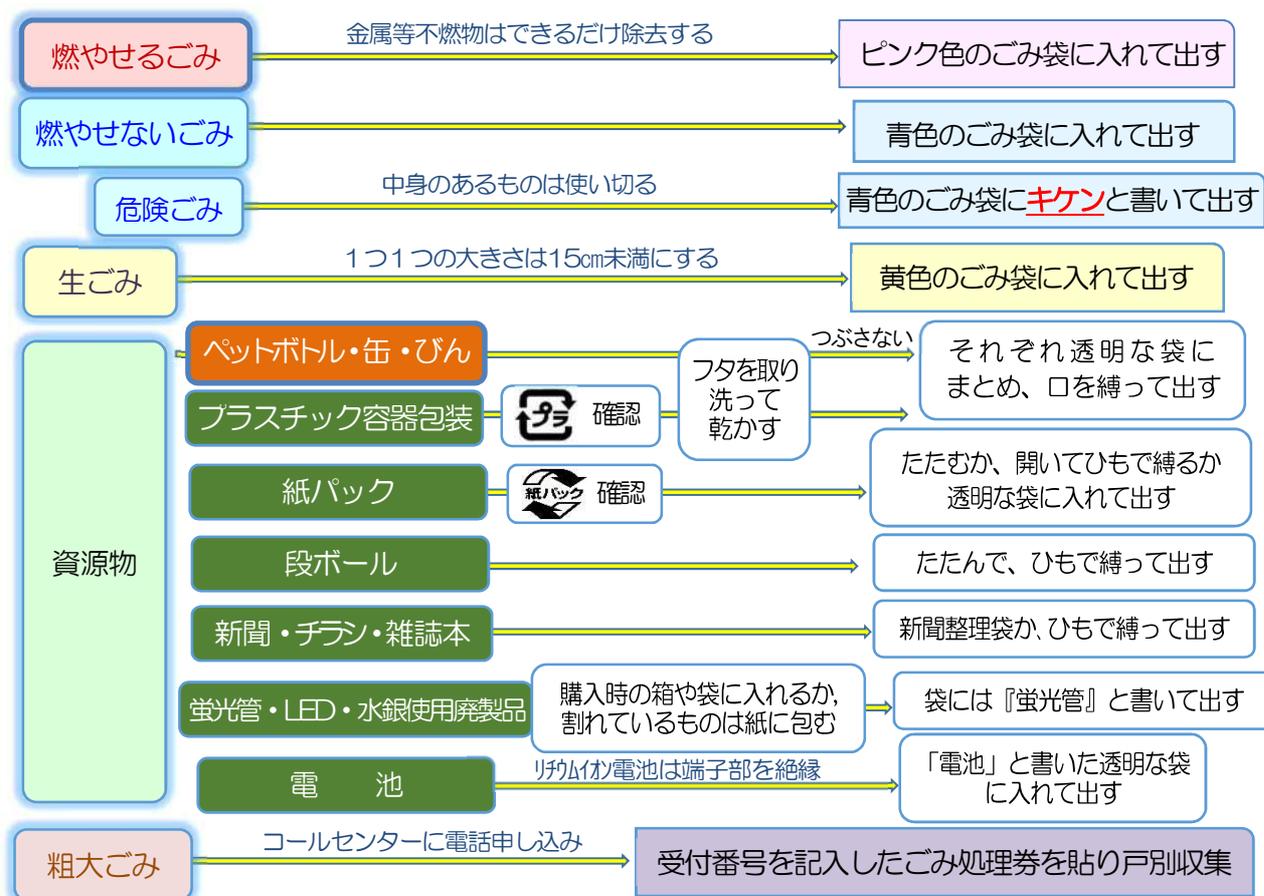


図2-1-1-1 家庭系廃棄物の収集方法

(3) ごみ処理フロー

令和2年度以降のごみ処理体系については、図2-1-1-2のとおりです。

生ごみは、生ごみ・し尿処理場で破碎分別を行い、し尿及び浄化槽汚泥とともに下水終末処理場に圧送し、バイオガス化を行っています。

資源物は、リサイクルセンターで選別、中間処理を行い、それぞれのリサイクル業者へ引き渡し、資源化しています。

燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、生ごみ及び資源物残渣、乾燥汚泥は、焼却施設で焼却処理を行っています。

燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、焼却後の残渣、資源物残渣、下水沈砂はごみ処理場で埋立処理されています。

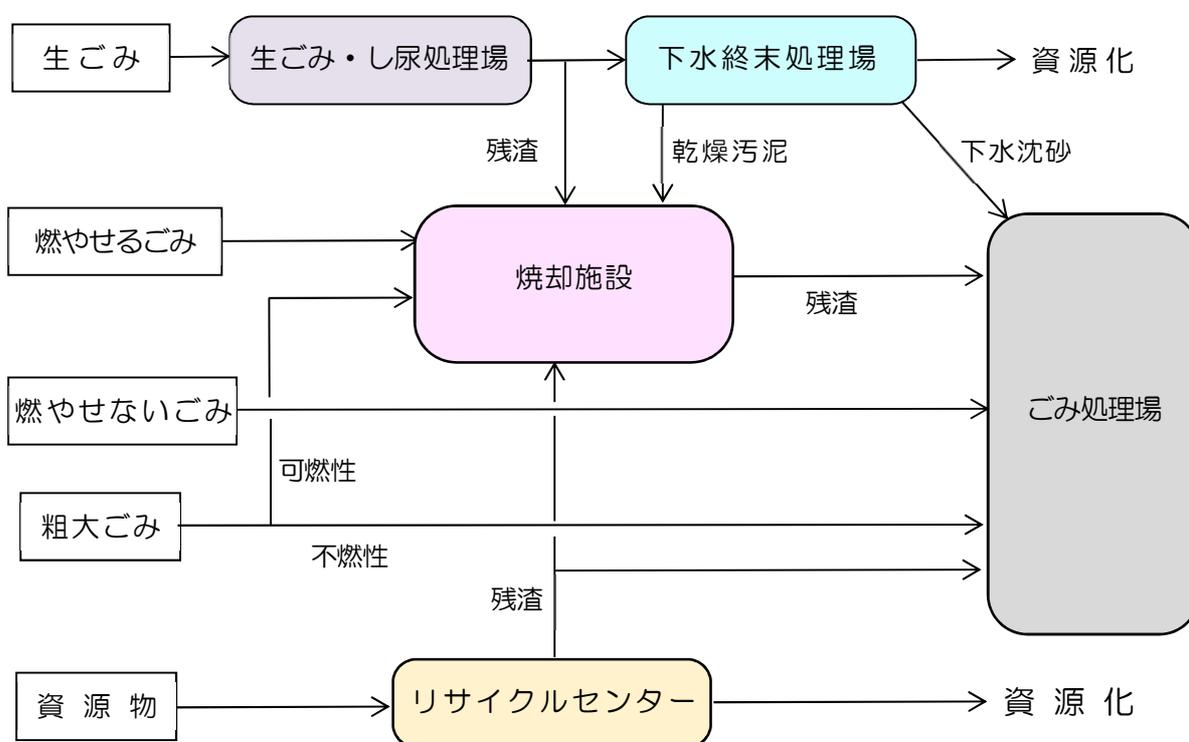


図2-1-1-2 ごみ処理体系（令和2年度以降）

(4) 中間処理及び最終処分

本市の清掃関連施設は、ごみ処理場、焼却施設、リサイクルセンター、生ごみ・し尿処理場、破碎施設の5施設です。

① 恵庭市ごみ処理場（令和2年現在第5期、第6期供用中）

市内で発生した燃やせないごみ、危険ごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを埋立処理しています。

所在地	盤尻 255 番地 4	
規模	第5期：309,000m ³	第6期：160,000m ³
種類	管理型最終処分場	
埋立方式	セル方式（サンドイッチ方式と併用）	
補助事業	防衛省（民生安定施設助成事業）	
供用開始	平成 20 年 5 月	平成 29 年 5 月



② 恵庭市焼却施設

市内で発生した燃やせるごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを焼却処理しています。焼却処理に伴い発生する熱はボイラで回収し、施設内の暖房等に利用する他、下水終末処理場及び生ごみ処理場で利用します。また、蒸気発電機によって発生した電力は、施設内の電力の一部として利用しています。

所在地	中島松 461 番地 1
建築面積	2,282 m ²
延床面積	4,204 m ²
燃烧形式	全連続燃烧式ストーカ炉
処理能力	56t/日（28t/日×2炉）
処理対象	燃やせるごみ
補助事業	防衛省（民生安定施設助成事業）
供用開始	令和 2 年 3 月



③ 恵庭市リサイクルセンター

旧焼却場の施設を一部利用し、市内で発生した資源物を受入れ、選別・減容等処理を行い、市内外の資源化施設へ搬出しています。



所在地	島松沢 131 番地の 8		
名称	ビン・缶・ペットボトル等減容保管施設	プラスチック容器包装減容保管施設	ストックヤード
建築面積	61361 m ²	41865 m ²	216 m ²
延床面積	71224 m ²	41865 m ²	216 m ²
機械設備	受入・供給設備・選別設備圧縮・減容化設備	圧縮梱包設備	資源物保管庫
処理能力	11t/日 (5 時間)	5t/日 (5 時間)	200m ²
処理対象	ビン・缶・ペットボトル その他資源物	プラスチック (容器包装適用物)	ダンボール・乾電池・ 蛍光管・紙パック・ 衣類・小型家電・本類等
補助事業	防衛省 (特定防衛施設 周辺整備調整交付金)	防衛省 (特定防衛施設 周辺整備調整交付金)	環境省 (循環型社会形成 推進交付金)
供用開始	平成 12 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 29 年 3 月

④ 患庭市生ごみ・し尿処理場

市内の家庭及び事業活動から発生した生ごみやし尿等を受入れ、破碎分別などを行っています。隣接する下水終末処理場に送った後、下水汚泥と混合処理し、バイオガス化しています。



所在地	中島松 460 番地 1	
名称	生ごみ処理場	し尿処理場
建築面積	25490 m ²	53556 m ²
延床面積	35753 m ²	80482 m ²
機械設備	受入ホッパ、破碎分別機 移送コンベア、残渣ホッパ	受入槽、夾雑物除去装置、し渣ホッパ、 予備貯留槽、沈殿槽、脱臭装置
処理能力	18t/日 (6 時間)	15k L/日 (6 時間)
処理対象	生ごみ	し尿、浄化槽汚泥
処理方法	破碎分別後、し尿処理施設 混合槽へ移送	<ul style="list-style-type: none"> 前処理後、下水終末処理場へ移送 (平成 16 年～平成 24 年) 生ごみと混合し下水終末処理場へ 移送 (平成 24 年～)
補助事業	防衛省 (民生安定施設助成事業)	防衛省 (民生安定施設助成事業)
供用開始	平成 24 年 9 月	平成元年 2 月

⑤ 破碎施設

ごみ処理場では粗大ごみ等の破碎を行い、ごみを減容しています。

所在地	盤尻 255 番地 4
処理能力	300t/日 (5 時間) (移動式)
処理方式	低速回転破碎式
補助事業	防衛省 (特定防衛施設周辺整備 調整交付金)
供用開始	令和元年 6 月



(5) ごみの性状

令和2年度に実施した家庭系廃棄物の組成分析の結果は、図2-1-1-3及び図2-1-1-4のとおりです。

異物（適切に分別されていないもの）の混入率は、燃やせるごみで約26%、燃やせないごみで約43%です。

燃やせるごみ

燃やせるごみにおける異物について種類別に見ると、生ごみが15.7%、市の収集における資源物（新聞、雑誌・本、プラスチック容器包装、ダンボールなど）が9.5%となっています。

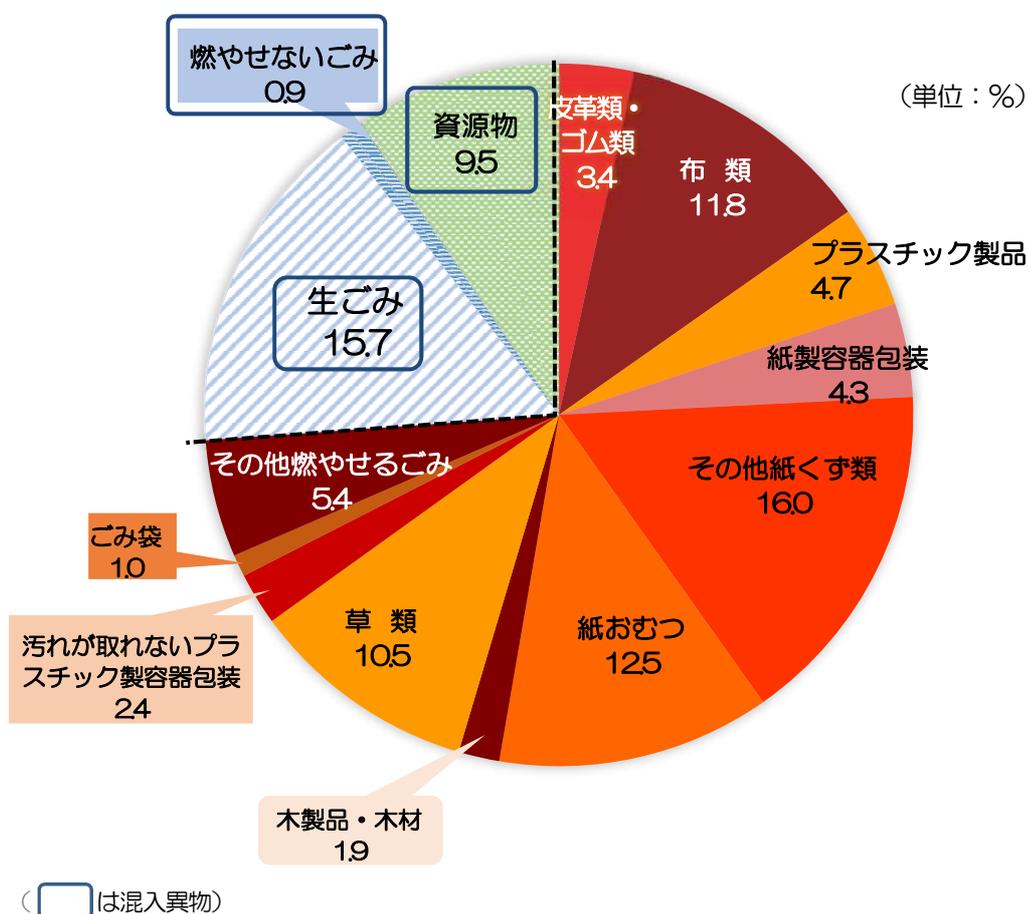


図2-1-1-3 家庭系廃棄物「燃やせるごみ」の組成

燃やせないごみ

燃やせないごみにおける異物について種類別に見ると、燃やせるごみが32.5%となっています。

他にも、市の収集における資源物（びん・缶・ペットボトル、プラスチック容器包装、新聞、雑誌・本類など）が9.7%あり、危険ごみ（スプレー缶・ライター類等）も少量混入していました。

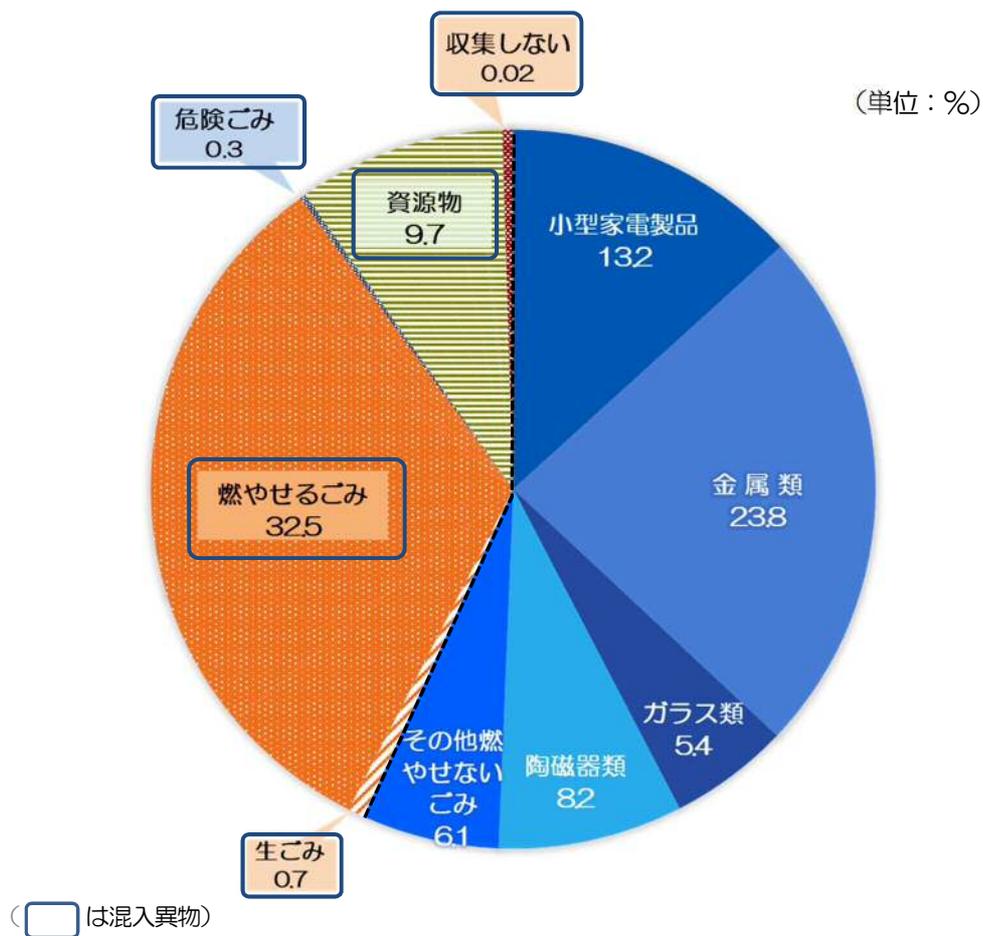


図2-1-1-4 家庭系廃棄物「燃やせないごみ」の組成

2. ごみ処理の実績

(1) ごみの総排出量

市内の家庭及び事業活動によるごみの総排出量（搬入実績）を、表2-1-2-1及び図2-1-2-1に示します。市内全域の処理対象人口は増加していますが、1人当たりのごみの排出量が減少傾向にあることから、近年のごみ排出量は横ばいで推移しています。

表2-1-2-1 ごみ総排出量の推移

(単位:t)

項目		年度	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31/R1年度 (2019)	
処理対象人口(人)			68,571	68,853	68,754	68,797	68,751	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900	
処理対象世帯(戸)			30,054	30,404	30,573	30,884	31,066	31,470	31,880	32,416	32,867	33,331	33,779	
一般廃棄物	家庭系	収集	燃やせるごみ	10,191	8,735	8,873	5,669	5,788	5,701	5,771	5,654	5,691	5,667	7,043
			生ごみ				2,586	2,517	2,456	2,458	2,333	2,356	2,323	2,318
			燃やせないごみ	2,155	1,012	1,209	1,238	1,280	1,208	1,193	1,131	1,141	1,372	653
			粗大ごみ	1,442	678	810	829	857	809	801	756	766	921	342
			資源	3,128	2,931	2,839	2,838	2,814	2,775	2,712	2,562	2,456	2,424	2,293
	小計			16,916	13,356	13,731	13,160	13,256	12,949	12,935	12,435	12,410	12,707	12,650
	直接搬入	燃やせるごみ	8	30	44	50	114	88	80	88	130	157	157	1,195
		燃やせないごみ	1,123	609	750	898	1,065	1,077	1,179	1,065	1,153	1,362	317	
		資源				38	27	28	26	26	26	21	20	33
	小計			1,131	639	833	974	1,207	1,191	1,286	1,179	1,305	1,539	1,545
	家庭系合計			18,047	13,995	14,564	14,134	14,462	14,140	14,220	13,614	13,714	14,246	14,195
	事業系	事業系	燃やせるごみ	2,682	2,795	2,793	1,576	1,588	1,570	1,618	1,630	1,692	1,715	1,709
			生ごみ				1,304	1,348	1,322	1,395	1,449	1,476	1,598	1,452
			燃やせないごみ	1,231	1,178	1,224	1,260	690	660	644	591	555	509	178
資源			280	236	210	198	200	175	150	139	122	112	82	
小計			4,193	4,210	4,227	4,339	3,826	3,726	3,807	3,808	3,845	3,934	3,421	
その他		燃やせるごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		燃やせないごみ	32	30	17	18	381	11	8	9	9	16	7	
	資源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ボランティア			0	112	136	141	174	172	178	174	195	189	可燃147 不燃29	
小計			32	142	153	159	556	184	186	182	204	205	183	
事業系合計			4,226	4,352	4,380	4,498	4,382	3,910	3,993	3,991	4,049	4,139	3,604	
一般廃棄物合計			22,272	18,347	18,944	18,632	18,844	18,050	18,214	17,605	17,763	18,385	17,799	
資源回収	紙類		2,264	2,215	2,270	2,336	2,300	2,256	2,235	2,217	1,989	2,064	1,840	
	びん・缶・ペットボトル		46	47	46	47	50	49	48	55	53	64	50	
	その他		1	1	1	1	21	27	21	22	27	33	29	
	集団資源計		2,311	2,263	2,318	2,384	2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920	
実搬入量合計			24,583	20,609	21,262	21,015	21,214	20,382	20,517	19,899	19,832	20,546	19,719	
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)			982	820	845	837	845	810	813	788	782	808	771	

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

※ 平成22年4月家庭ごみ有料化開始、平成24年4月生ごみ分別収集開始。

※ 実搬入量：恵庭市のごみ関連施設に搬入された廃棄物量の実数（ごみ処理場や焼却場へ搬入された残渣を除いた量）。

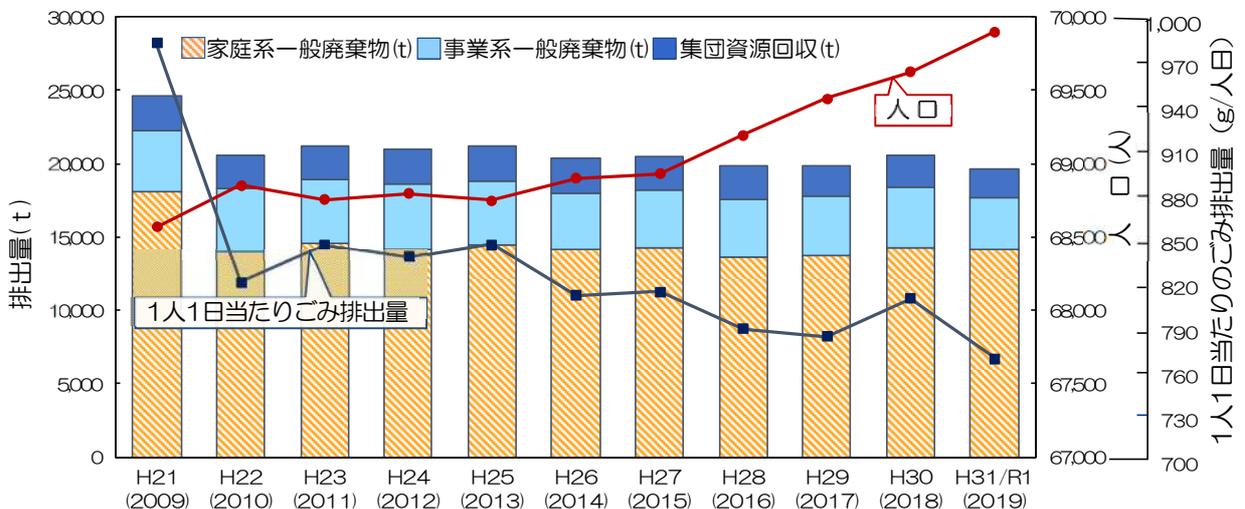


図2-1-2-1 人口、一般廃棄物の排出量、1人1日当たりのごみ排出量の推移

1) 家庭系廃棄物

家庭系廃棄物の排出量は、表2-1-2-2及び図2-1-2-2のとおりです。

令和元年度から焼却施設の稼働に伴う分別変更を行ったため、燃やせるごみが増加し、燃やせないごみは減少しています。

表2-1-2-2 家庭系廃棄物の排出量の推移

(単位: t)

年度		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
家庭系 収集	燃やせるごみ	10,191	8,735	8,873	5,669	5,788	5,701	5,771	5,654	5,691	5,667	7,043
	生ごみ				2,586	2,517	2,456	2,458	2,333	2,356	2,323	2,318
	燃やせないごみ	2,155	1,012	1,209	1,238	1,280	1,208	1,193	1,131	1,141	1,372	653
	粗大ごみ	1,442	678	810	829	857	809	801	756	766	921	342
	資源	3,128	2,931	2,839	2,838	2,814	2,775	2,712	2,562	2,456	2,424	2,293
	小計	16,916	13,356	13,731	13,160	13,256	12,949	12,935	12,435	12,410	12,707	12,650
直接 搬入	燃やせるごみ	8	30	44	50	114	88	80	88	130	157	1,195
	燃やせないごみ	1,123	609	750	898	1,065	1,077	1,179	1,065	1,153	1,362	317
	資源	事業系と合算		38	27	28	26	26	26	21	20	33
	小計	1,131	639	833	974	1,207	1,191	1,286	1,179	1,305	1,539	1,545
収集及び直接搬入計		18,047	13,995	14,564	14,134	14,462	14,140	14,220	13,614	13,714	14,246	14,195
集団資源回収		2,311	2,263	2,318	2,384	2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920
家庭系合計		20,357	16,258	16,882	16,517	16,832	16,472	16,524	15,908	15,784	16,407	16,115
1人1日当り家庭系 ごみ排出量(g/人・日)		596	440	466	450	464	452	456	438	444	465	465

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

※ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量：1人が1日に出す生ごみ、資源物及び集団資源回収以外の家庭系ごみ排出量



注)平成21～23年の燃やせるごみの排出量は、生ごみを含む値

図2-1-2-2 家庭系廃棄物の排出量

2) 集団資源回収

市内の各種団体が独自で資源物を回収する活動に対して、市では奨励金を交付し、廃棄物の減量とリサイクルの促進を支援しています。

集団資源回収の実績は、回収量の95%以上を紙類が占めています。

奨励金については、平成22年度まで1キログラム当たり2円でしたが、平成24年度から1キログラム当たり3円に、また、平成26年度から紙製容器包装について1キログラム当たり6円に増額し、取り組みを推進しています。

表2-1-2-3 集団資源回収の実績

(単位：t)

		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
紙類	新聞	1,526	1,515	1,535	1,538	1,499	1,458	1,442	1,415	1,260	1,288	1,131
	雑誌	386	317	303	322	300	272	274	259	206	212	176
	ダンボール	339	366	413	448	473	453	450	468	445	468	441
	紙パック	14	17	18	22	19	19	18	17	21	23	21
	紙製容器包装	—	—	—	7	8	54	51	58	57	74	72
	小計	2,264	2,215	2,270	2,336	2,300	2,256	2,235	2,217	1,989	2,064	1,840
缶 ペット ボトル	びん	12	10	9	7	7	7	6	7	7	8	6
	アルミ缶	22	23	24	24	25	24	25	26	24	27	24
	スチール缶	3	4	4	5	5	5	4	5	6	8	6
	ペットボトル	8	10	9	11	13	12	13	16	16	22	13
	小計	46	47	46	47	50	49	48	55	53	64	50
その他	金属類	0	0	1	0	7	11	5	7	11	13	11
	布類	0	0	0	0	13	16	16	15	16	19	18
	その他・ケース類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	1	1	1	21	27	21	22	27	33	29
合計	2,311	2,263	2,318	2,384	2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920	

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

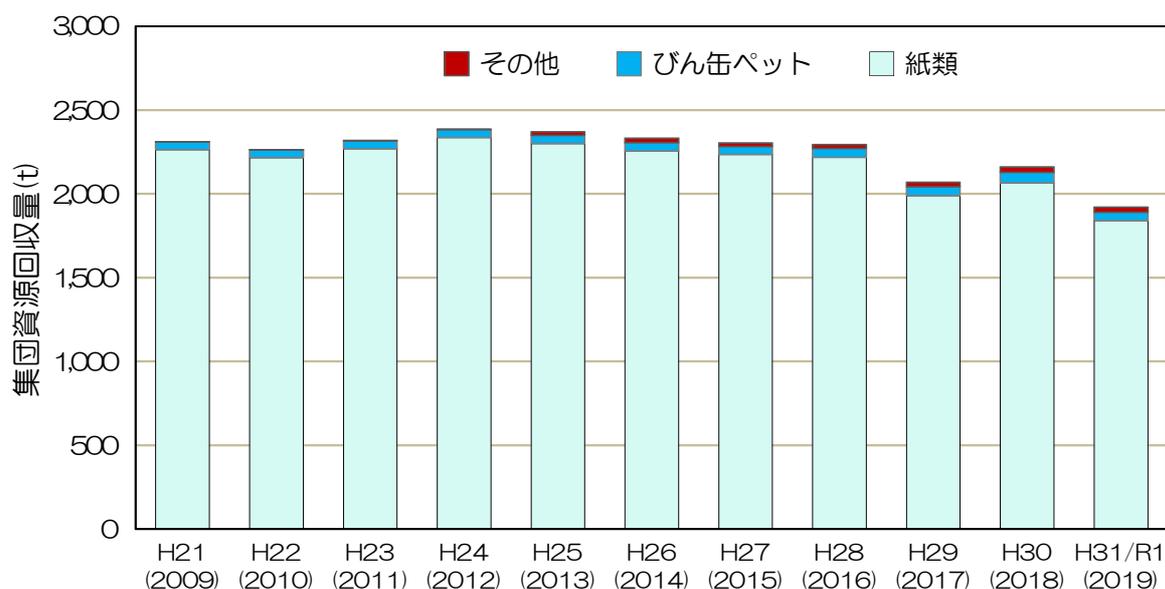
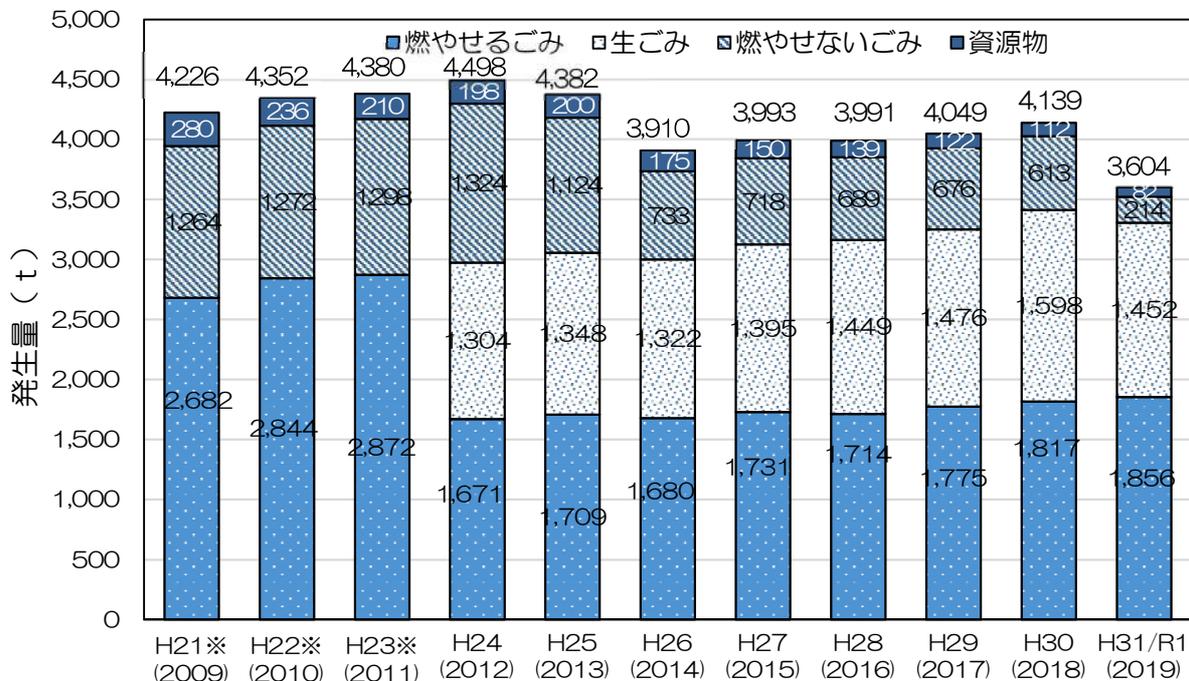


図2-1-2-3 集団資源回収量の推移

3) 事業系廃棄物

事業系廃棄物の排出量は、平成21年度と令和元年度を比較すると、分別変更等により約622トン減量（約15%減）しています。



※) 平成21~23年度の燃やせるごみは、生ごみを含む値を示す

図2-1-2-4 事業系廃棄物の年間排出量

4) 産業廃棄物

市では、「一般廃棄物の処理に支障が無いこと」、「資源化・リサイクルできないこと」などの要件を満たす、一部の産業廃棄物*を受け入れています。

なお、市内における産業廃棄物の排出量は、民間事業者や市外で排出するものもあり、正確に把握することはできない状況です。

*燃え殻、汚泥、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、がれき類、木くず、紙くず、繊維くず

表2-1-2-4 産業廃棄物の搬入量

(単位: t)

年度		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
産業廃棄物	可燃	458	461	314	220	204	209	232	251	235	228	2,852
	不燃	6,110	5,451	4,678	4,597	6,270	5,230	5,155	5,161	4,416	4,178	2,424
	汚泥	24	8	37	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		6,592	5,921	5,029	4,816	6,474	5,439	5,387	5,412	4,651	4,406	5,276

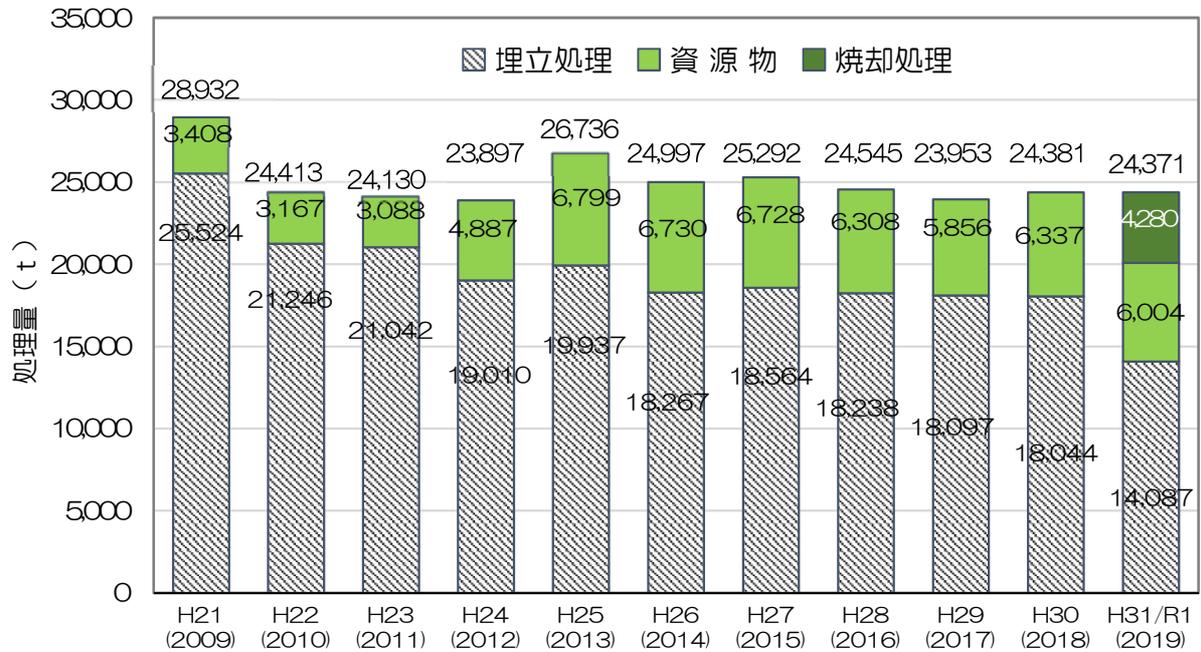
※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

(2) ごみの処理量

1) ごみの処理

ごみ処理量の推移は、図2-1-2-5のとおりです。

令和元年度の焼却処理量は、焼却施設整備工事において試運転を実施した際のもので



※ ごみ処理量には産業廃棄物を含む。

図2-1-2-5 ごみ処理量の推移

2) 資源化

① 資源物

資源物の搬入量及び資源化量の推移は、表2-1-2-5及び図2-1-2-6のとおりです。

資源物の搬入量は年々減少しており、特に紙類の低下が顕著となっています。

表2-1-2-5 資源物の搬入量及び資源化量 (単位 t)

搬入年		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
缶・ びん・ ペット類	収集	1,113	1,073	1,054	1,059	1,049	1,038	1,027	991	959	940	975
	直搬	191	164	160	155	155	128	106	98	85	91	75
	小計	1,304	1,237	1,214	1,214	1,204	1,166	1,134	1,088	1,043	1,031	1,050
プラ類	収集	1,017	982	969	1,008	1,033	1,027	1,041	1,048	1,063	1,076	968
	直搬	8	4	5	3	4	5	6	6	7	8	10
	小計	1,026	987	974	1,011	1,037	1,033	1,047	1,054	1,070	1,084	978
紙類	収集	998	876	817	771	732	710	644	524	434	408	351
	直搬	68	54	68	52	55	53	50	47	44	34	30
	小計	1,065	930	885	823	787	762	694	570	478	442	380
蛍光管・ 乾電池	直搬	14	14	15	15	13	15	14	15	8	-	-
合計		3,408	3,167	3,088	3,063	3,041	2,976	2,888	2,727	2,599	2,557	2,408

資源化年		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
スチール缶		153	137	136	128	131	103	91	82	77	71	65
アルミ缶		121	126	115	116	110	117	110	107	109	93	91
ダンボール		444	387	355	339	320	324	304	266	234	212	177
紙パック		31	31	28	26	23	21	20	17	16	14	13
シュレッダー		9	11	5	8	3	4	3	3	3	3	3
新聞紙		345	296	303	291	285	272	245	208	181	156	146
雑誌		279	232	218	203	195	176	148	107	84	75	67
ペットボトル		272	250	245	239	252	243	232	234	228	225	250
ガラス びん	無色	179	160	157	154	162	159	156	146	140	139	130
	茶色	203	198	197	186	191	192	192	179	173	170	158
	その他	159	162	157	97	97	111	94	92	85	92	73
プラ容器		999	967	920	968	963	988	1,012	1,021	1,006	1,044	973
蛍光管		14	14	13	11	13	13	10	11	7	2	2
乾電池		18	18	18	15	21	19	18	15	17	12	12
生鉄		120	71	72	68	81	92	92	91	88	89	118
合計		3,348	3,059	2,942	2,851	2,846	2,835	2,728	2,581	2,448	2,397	2,281

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

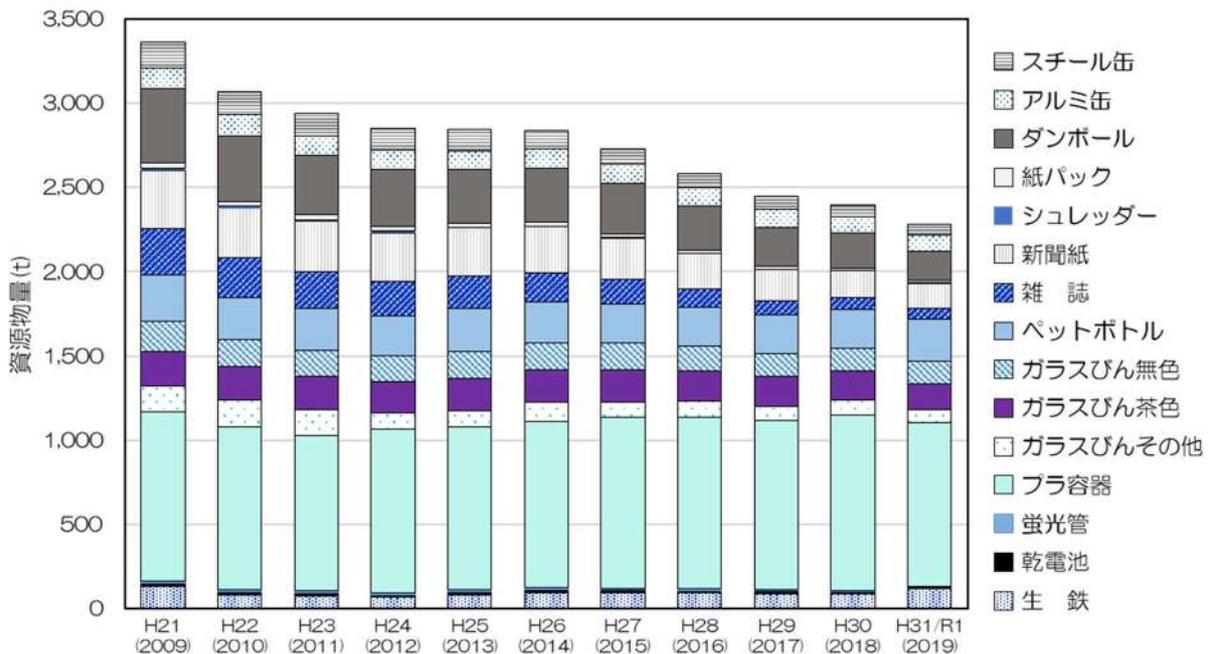


図2-1-2-6 種類別の資源化量の推移

② 生ごみ

生ごみの処理量の推移は、図2-1-2-7のとおりです。

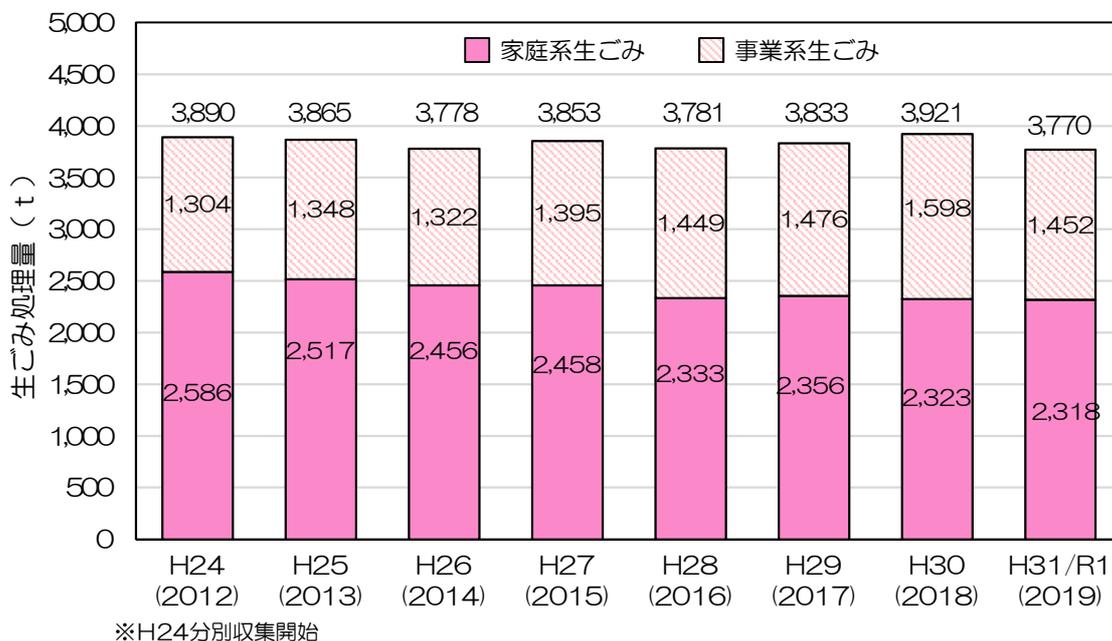


図2-1-2-7 生ごみ処理量の推移

③ 資源化実績・リサイクル率

資源化実績及びリサイクル率の推移は、表2-1-2-6及び図2-1-2-8のとおりです。

平成24年度からの生ごみバイオマス化の開始により、リサイクル率は大きく上昇しました。なお、グラフの折れ線は、生ごみを資源化しなかった場合のリサイクル率を表しています。

$$\text{※ リサイクル率(\%)} = \frac{\text{(集団資源回収量 + 中間処理時の資源化量 + 最終処分時の直接資源化量)}}{\text{(集団資源回収量 + 市が受け入れた一般廃棄物総量)}}$$

表2-1-2-6 本市の資源化実績

(単位: t)

	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
資源物 ^{※1)}	3,348	3,059	2,942	2,851	2,846	2,835	2,728	2,581	2,448	2,397	2,281
集団資源回収	2,311	2,263	2,318	2,384	2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920
生ごみ	-	-	-	1,622	3,265	3,202	3,234	3,021	2,700	3,211	3,062
合計	5,659	5,322	5,260	6,857	8,481	8,368	8,265	7,895	7,217	7,769	7,263

※1 資源物は、「①資源物」の資源化量を示す

※2 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

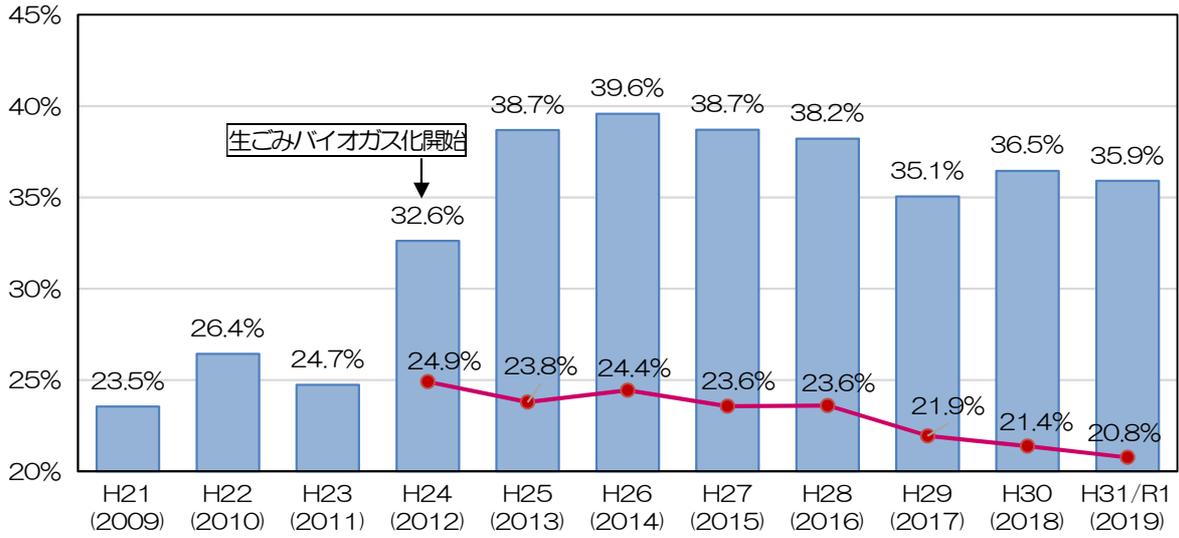


図2-1-2-8 本市のリサイクル率の推移

3) 焼却処理

令和元年に試運転を実施した焼却施設は、令和2年4月から本稼働しています。

4) 埋立処理

埋立処理量の推移は、図2-1-2-9のとおりです。

平成22年度から開始した家庭ごみ有料化で家庭ごみ排出量が減少した後、平成26年度以降は概ね横這いで推移してきました。なお、令和元年度は焼却施設の試運転で一部のごみが焼却されたことから、埋立処理量が約14,087トンに減少しています。

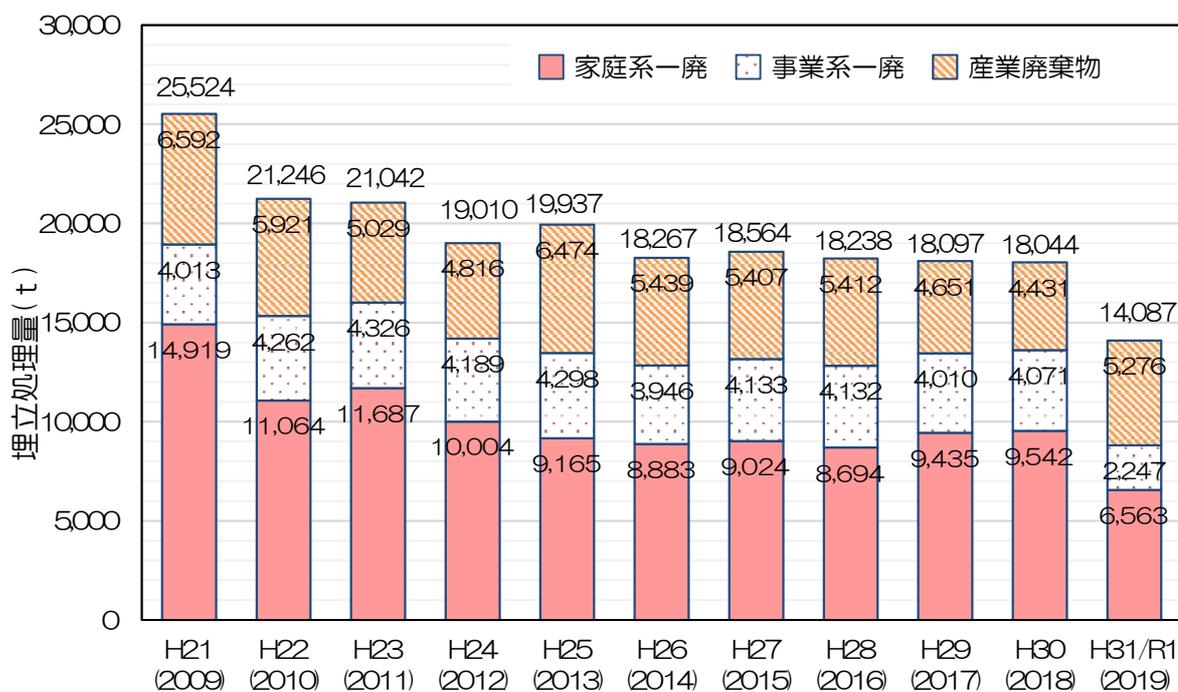


図2-1-2-9 埋立処理量の推移

3. 施策の実施状況

ごみ処理に係る施策は、表2-1-3-1のとおりです。

表2-1-3-1 本市のごみ処理施策の実施状況

区分	施策名称	具体的施策	取組事項
排出抑制	実践者から将来を担う子どもまでの意識啓発・情報提供・環境教育	町内会・市民団体等との協働による情報提供・環境教育	ごみ減量大作戦の発行など、広報によるごみ減量化やリサイクルの特集記事の掲載。ごみ処理に関する啓発用DVDの作成と各種団体等への貸し出、市内の小中学校及び高校、大学、専門学校への配布
	一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料の見直し	適正な料金体系の構築	各種のごみ処分手数料については検証の上、必要に応じて料金改定を実施
再利用・再生利用	小型家電の回収	小型家電の窓口回収	小型家電を市役所・支所・出張所の窓口にて回収し、レアメタル（希少金属）などの再利用を行っている
	集団資源回収の拡大・強化	体制整備とネットワークの強化及び普及・啓発	町内会をはじめとする各種団体が集団資源回収に参加しており一定の成果が出ている。奨励金は、平成24年度以後1キログラム当たり3円、また紙製容器包装について平成26年度から1キログラム当たり6円に増額し、取り組みを推進している
	事業系一般廃棄物の分別資源化	再資源化委託業者への搬入指導	古紙、金属くずは有価物として、剪定枝は堆肥化施設への搬入指導を行っている
	産業廃棄物の分別資源化	搬入時の検査・確認及び民間資源化処理施設への搬入指導	産業廃棄物についても資源化が可能な物については有効利用を徹底指導している
エネルギー回収	生ごみから発生するバイオガスの有効活用	バイオガスの回収と効率的な利用	平成24年4月から生ごみの分別収集と処理施設でのバイオガス化を実施
適正処理	適切なごみ処理システムの構築	焼却処理体制整備及び循環資源の適正処理、有効活用の構築	建設地や処理コストなど様々な角度から検証し、中島松地区に焼却施設を建設し、令和2年4月から本稼働している
	環境美化等推進員の登録制度	廃棄物及び資源物の分別並びに排出マナーの向上に関する活動、活動状況報告等	クリーンウォーキングへの参加や町内会一斉清掃を実施。令和2年3月末時点で86名が登録
	ごみの適正処理の推進	廃棄物の減量化及び資源化に関する啓発	広報、SNSによる市民周知。ごみ・リサイクル収集カレンダーでの分別、資源化等の周知
	集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度の導入	優良保管場所の認定による適正分別及び排出マナー遵守の推進	優良保管場所認定制度を実施。令和2年3月末時点で35件認定

4. ごみ処理の評価

環境省による「市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール」を利用し、都市形態が類似する84自治体(人口5~9万)と、本市(平成30年度)のごみ処理実績の比較・評価を簡易的に行いました。

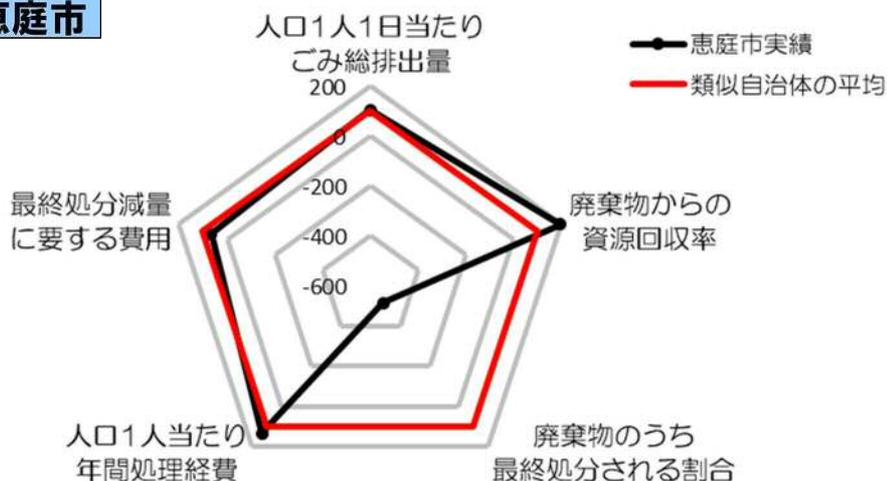
表2-1-4-1 ごみ処理状況の類似市町村との比較

標準的な指標	①人口1人1日 当たりごみ 排出量 (kg/人・日)	②廃棄物からの 資源回収率* (t/t)	③廃棄物のうち 最終処分 される割合 (t/t)	④人口1人当 たり年間処理経費 (円/人・年)	⑤最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	0.875	0.184	0.089	14,383	47,183
最大	1.336	0.464	0.691	170,037	586,794
最小	0.66	0.044	0	0	0
本市	0.845	0.362	0.634	9,624	63,005
指数値	103.4	196.7	-512.4	133.1	66.5
標準偏差	0.127	0.073	0.105	17,385	60,33

※) 資源回収率は、RDF・セメント原料化等を除く値

- ① 1人1日当たりのごみ排出量 : 0.845 kg/人・日で、比較的少ない
 ② 廃棄物からの資源回収率 : 0.362 t/t で、平均の約2倍と大きい
 ③ 最終処分される割合 : 0.634 t/t で、平均の約7倍と多い
 ④ 1人当たりの年間処理経費 : 9,624 円/人・年で、平均の7割程度
 ⑤ 最終処分減量に要する費用 : 63,005 円/t で、平均程度

北海道恵庭市



※) レーダーグラフ中の黒線が本市の実績、赤線は類似市町村の平均

出典：環境省「市町村一般廃棄物処理システム計画支援ツール」(平成30年度実態調査結果)

図2-1-4-1 ごみ処理システム分析比較表(恵庭市と類似市町村 平成30年度)

「③廃棄物のうち最終処分される割合(重量比)」が「0.634t/tで平均値(0.089t/t)の約7倍と多い」と評価されましたが、令和2年度以降は焼却処理の開始により埋立処理の割合は重量比が低下することで、類似市町村と同程度になる見込みです。

また、「②廃棄物からの資源回収率」は、生ごみを資源化しているため平均の約2倍と高くなっています。

5. ごみ処理の課題

(1) ごみの減量化・資源化

本市の平成30年度における「人口1人1日当たりごみ排出量」は、類似市町村の平均を下回るものの、更なるごみの発生量の削減に向け、市民、事業者と一体となって取り組む必要があります。

また、資源化はある程度の成果を上げているものの、燃やせるごみ・燃やせないごみへの資源物の混入が少なからず見られることから、適正分別の推進によりさらなる資源化を進めることができます。

更には、危険ごみとして排出する廃棄物について、施設及び収集運搬での事故防止と施設の長寿命化を図るため、適正分別の必要性を一層広めていく必要があります。

(2) ごみ処理施設・収集運搬

焼却施設の本稼働や焼却施設で発生する余熱の活用の開始により、循環型社会の形成を目指したごみ処理が一層推進されたところです。

そのため、これらの施設については計画的な点検、維持補修による長寿命化を図りながら安定的な施設運営に努めるとともに、ランニングコストの低減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、焼却施設以外のごみ処理施設や収集については、焼却施設の稼働により変化したごみ量やごみ質に即した管理運営のあり方について、経済性・効率性の観点から検討し、ごみ処理体制を維持していくことが必要です。

(3) ライフスタイルや社会状況の変化

人口減少や高齢化、核家族化の進行により、今後は高齢者のごみの排出や遺品整理などの増加が予想されます。

また、激甚な自然災害が頻発しており、有事において災害廃棄物処理計画を実効性あるものとするための内容の拡充、周辺自治体等との連携の強化といった課題もあります。

さらには、新型コロナウイルスの感染拡大はこれまでの経済社会システムを大きく変化させました。

このほかにも様々な要因により、ごみの量や性状の変化などが起こりうることから、社会情勢や経済状況の変化に適切に対応していく必要があります。

第2節 計画策定の基本的考え方

1. ごみ処理の理念

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められるなど、世界的には持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための取り組みが進められています。

また、国においても、地域循環共生圏形成による地域活性化などによる持続可能な社会づくりとの統合的取組のため、施策の基本的方針を定める「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）が策定されるとともに、プラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出などを目指す「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）などが進められています。

これらの情勢を踏まえ、本市では市民・事業者・市が協力して「3R+ Renewable（持続可能な資源）」などのごみの減量化・資源化の取り組みを進めるとともに、適正なごみ処理を行っていきます。

基本理念

ごみの発生抑制・適正処理の推進により資源循環のすすむまち
～みんなで作る循環型都市えにわ～

2. 基本方針

本市では、3つの基本方針により、循環型社会の形成を目指します。

(1) ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進

ごみの減量化・資源化のために、「3R+Renewable」や、「Reduce（減らす）」につながる「Refuse（必要ないものは断る）」、「Repair（修理して使う）」、「Rental（借りる）」といった取り組みを促進し、資源循環の推進に努めます。

(2) 適切な施設運営と効率的な収集運搬

焼却施設、リサイクルセンターなどのごみ処理施設と戸別収集方式を基本とした収集運搬体制について、社会情勢に応じた適切な運営をするとともに、エネルギーの有効活用を図り、再生利用や循環型社会の形成に取り組むこととします。

(3) 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

高齢化問題や大規模災害への備え、脱炭素社会の構築などの新たな課題を解決するため、市民・事業者・市が課題を共有し、ライフサイクル全体での資源循環の実現に取り組むこととします。

3. ごみの発生抑制・資源化目標

本計画におけるごみ発生抑制・資源化目標は、表2-2-3-1のとおりとします。また、国と北海道のごみ発生抑制・資源化目標と本市の中間目標との比較は、表2-2-3-2に示します。

中間年次、目標年次のリサイクル率は、全国・全道の目標値を上回ると予測されますが、紙類の資源化量が減少する影響から、リサイクル率も現在より低下する見込みとなっています。

表2-2-3-1 ごみの排出抑制・資源化目標

項目	現況 (令和元(2019)年度)	中間年次 (令和7(2025)年度)	目標年次 (令和12(2030)年度)
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	771	769	761
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量* (g/人・日)	555 (373)	539 (361)	532 (352)
リサイクル率 (%)	35.9	37.2	36.9

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（）内は、生ごみ、資源物、集団資源回収を除く値を示す。

表2-2-3-2 国・道の排出抑制・資源化目標との比較

目標年次	恵庭市(中間) 令和7(2025)年度	国 令和7(2025)年度	北海道 令和6(2024)年度
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	769	850以下	900以下
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量* (g/人・日)	539 (361)	— (440以下)	550以下 (—)
リサイクル率 (%)	37.2	—	30以上

※ 国の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、集団回収量、資源物等を除く値を示す。

4. 今後のごみ総排出量及び処理量の見込み

(1) 将来人口（人口ビジョン2019より）

本市における平成27年から5年毎の3階級別人口推計は、図2-2-4-1のとおりで、「老年人口の増加傾向」及び「年少人口・生産年齢人口の減少傾向」が進行していくものと推計しています。

また、平成27年から5年毎の人口構成（人口ビジョン2019）は、図2-2-4-2～2-2-4-5のとおりです。

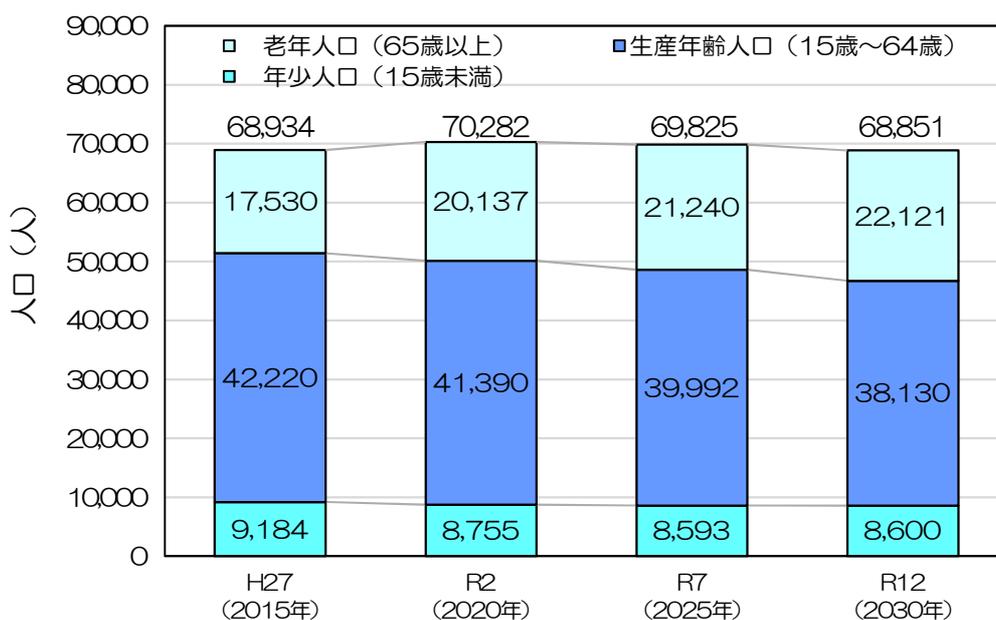


図2-2-4-1 人口構成の推移（恵庭市人口ビジョン2019）

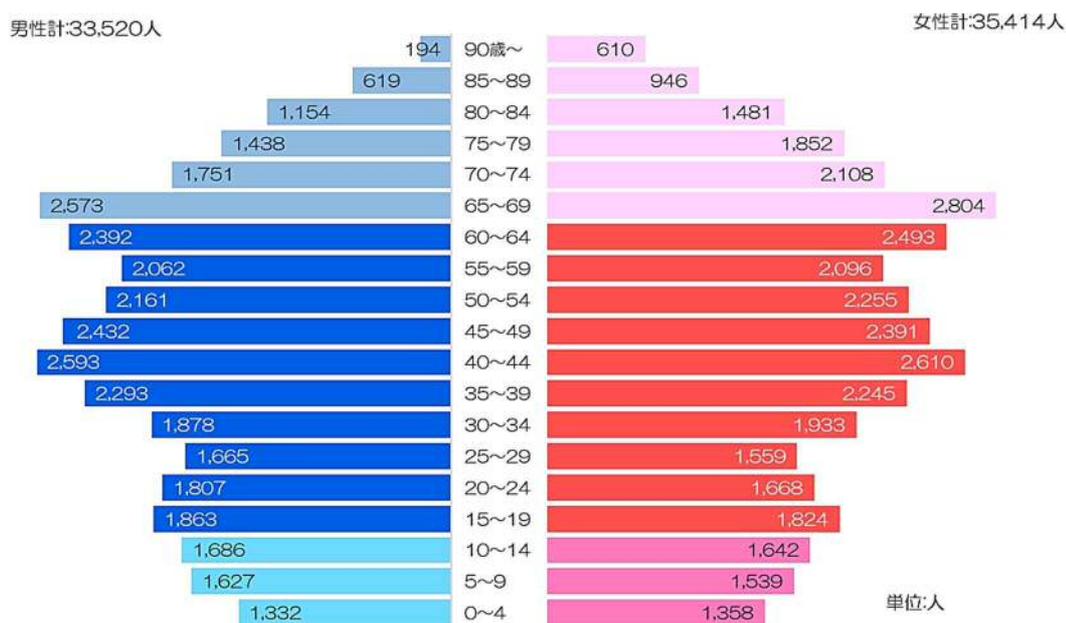


図2-2-4-2 恵庭市の人口構成（2015年）（恵庭市人口ビジョン）

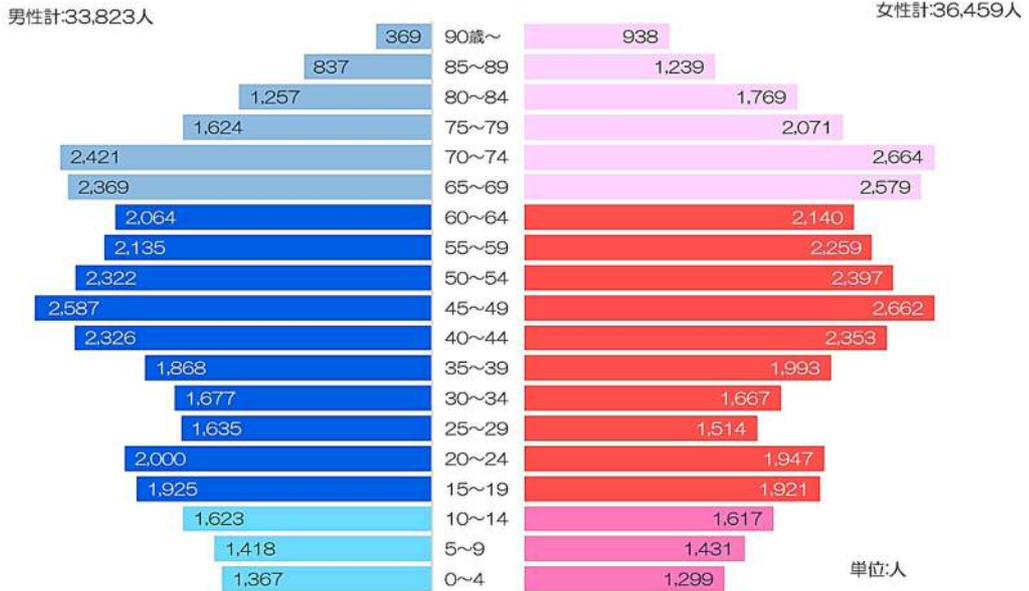


図2-2-4-3 恵庭市の人口構成（2020年）（恵庭市人口ビジョン）



図2-2-4-4 恵庭市の人口構成（2025年）（恵庭市人口ビジョン）

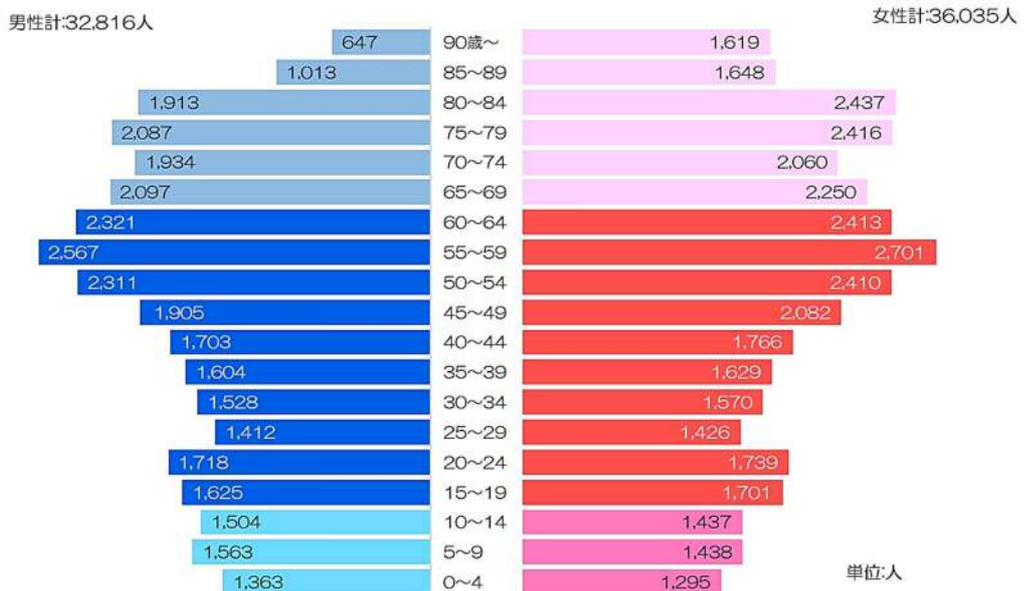


図2-2-4-5 恵庭市の人口構成（2030年）（恵庭市人口ビジョン）

(2) ごみ総排出量

本市における一般廃棄物総排出量の計画値は、表2-2-4-1のとおりです。

過去の実績と焼却施設稼働に伴う分別システムの変更、施策の実施を踏まえた総排出量としました。

表2-2-4-1 一般廃棄物の総排出量

項目		単位	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)		
年間日数		日	365	366	365	365		
人口		人	69,626	69,900	69,825	68,851		
排出原単位 ※1) 家庭系廃棄物	収集	燃やせるごみ	g/人・日	223	275	313	307	
		生ごみ	g/人・日	91	91	89	89	
		燃やせないごみ	g/人・日	54	26	20	18	
		粗大ごみ	g/人・日	36	13	14	14	
		資源物	g/人・日	95	90	89	89	
	直接搬入	燃やせるごみ	g/人・日	6	47	0	0	
		燃やせないごみ	g/人・日	54	12	14	14	
		資源物	g/人・日	1	1	1	1	
		合計	g/人・日	270	332	317	313	
年排出量 家庭系廃棄物	収集	燃やせるごみ	t/年	5,667	7,043	7,979	7,720	
		生ごみ	t/年	2,323	2,318	2,261	2,247	
		燃やせないごみ	t/年	1,372	653	506	443	
		粗大ごみ	t/年	921	342	345	340	
		資源物	t/年	2,424	2,293	2,255	2,238	
		小計	t/年	12,707	12,650	13,346	12,988	
	直接搬入	燃やせるごみ	t/年	157	1,195	0	0	
		燃やせないごみ	t/年	1,362	317	358	353	
		資源物	t/年	20	33	28	27	
		小計	t/年	1,539	1,545	386	380	
	合計	t/年	14,246	14,195	13,732	13,368		
	年排出量 事業系廃棄物	事業系	燃やせるごみ	t/年	1,715	1,709	2,156	2,229
			生ごみ	t/年	1,598	1,452	1,621	1,661
			燃やせないごみ	t/年	509	178	206	203
資源物			t/年	112	82	19	19	
小計			t/年	3,934	3,421	4,002	4,111	
その他		燃やせるごみ	t/年	0	0	0	0	
		燃やせないごみ	t/年	16	7	0	0	
		資源物	t/年	0	0	0	0	
		ボランティア	t/年	189	可燃147 不燃29	可燃146 不燃24	可燃146 不燃24	
合計		t/年	4,139	3,604	4,172	4,281		
収集量+直接搬入量		t/年	18,385	17,799	17,904	17,649		
集団資源回収		t/年	2,161	1,920	1,702	1,484		
一般廃棄物総排出量		t/年	20,546	19,719	19,606	19,133		
1人1日当たりの ごみ排出量		g/人・日	808	771	769	761		
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量※2)		g/人・日	561 (373)	555 (373)	539 (361)	532 (352)		
リサイクル率		%	36.5	35.9	37.2	36.9		

※1) 家庭ごみの排出原単位は、収集と直接搬入の合計量で算出した。

※2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量()内は、生ごみ、資源物、集団資源回収を除く値を示す。

※3) 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

※4) 総排出量は、収集量、直接搬入量及び集団資源回収の合計を示す。

また、産業廃棄物については、景気や経済活動などによる変動が大きく、排出量・搬入量とも予想が困難であることから、令和元年度の分別変更以降の実績により算定した搬入量が、一定の値で推移するものと計画します。

表2-2-4-2 産業廃棄物の計画搬入量

項目	単位	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
燃やせるごみ	t/年	228	2,852	1,690	1,690
燃やせないごみ	t/年	4,178	2,424	1,285	1,285
合計	t/年	4,406	5,276	2,975	2,975

第3節 計画における具体的方策に関する事項

1. 市民・事業者・市の役割

循環型社会の形成のためには、市民、事業者、行政のすべてが協力しあい、実現へ向けて積極的に取り組むことが必要です。

市は率先して排出抑制・再資源化に取り組むとともに、市民・事業者の取り組みを促進・支援していきます。

① 市民の役割

市民は、これまであった大量消費・廃棄型の生活様式を見直すため、購入・消費・廃棄時において、ごみになる物の受取辞退や物を長く使うことなどに努め、資源物の分別排出を進める2Rを優先した3Rを実践し、循環型社会の形成に取り組むことが期待されます。

そのため、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって、社会や経済情勢、地球環境に影響を及ぼしうることなど、自らが循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動することが必要となります。

② 事業者の役割

事業者は、製品製造段階での減量化、過剰包装・容器包装の抑制、リユース容器の利用・回収促進などによる廃棄物の発生抑制に努めるとともに、製造業者・小売事業者においては再使用しやすい製品の製造や導入、3Rの実践を促す情報発信やサービスの提供などにより、消費者の循環型社会形成への生活様式定着を進める取り組みを推進することが求められます。

また、これらの事業活動に伴って生ずる廃棄物については、排出者責任の原則により適正処理することが必要となります。

③ 市の役割

市は、排出されたごみについては可能な限り資源化するとともに、資源化できないものについては適切に処理します。

そのために、ごみの分別・収集体制については経済性・効率性の観点から適宜必要な見直しを行い、環境に配慮した安定的なごみ処理体制の維持・運営に努めます。

また、市民及び事業者に対して、ごみの発生抑制・再利用・資源化を推進するための意識啓発や、必要な情報の収集・発信を行うとともに、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策を立案・実施することとします。

2. 基本方針を踏まえた方策

(1) ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進

表2-3-2-1 ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進

No	方策	内容
1	ごみの減量化・資源化に係る意識啓発・情報発信	<p>ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進のため、各種紙媒体、ホームページ及びごみ分別事典等での周知の他、町内会や市民団体等を対象とした出前講座等を行い、ごみの減量や分別などに関する啓発を行います。</p> <p>このほかにも、不適正な分別による異物混入の防止のため、ごみ処理施設に関することなど、ごみ処理全般に係る情報発信を行います。</p>
2	適切なごみ処理手数料の設定	「負担の公平性の確保」、「ごみの減量化」、「資源化の促進」等の観点から、適切なごみ処理手数料を検証し、必要に応じた見直しを行います。
3	資源化の促進に向けた取り組み	<p>生ごみや資源物の分別収集・小型家電の回収などにより、可能な限り資源化を実施します。さらに、資源物の民間回収拠点等の情報提供も行い、官民協働での資源化の取り組みを進めます。</p> <p>また、集団資源回収登録団体への奨励金の交付や資源化に関する情報提供を通じ、集団資源回収の更なる活性化を図るとともに、地域の実情に応じた資源化の促進に努めます。</p>
4	地域・事業者との連携	<p>町内会、環境美化等推進員、集合住宅オーナー及び管理会社と連携し、不法投棄・不適正排出対策に努めます。</p> <p>特に集合住宅については、不適正ごみの排出抑制のため、優良保管場所認定制度において、ステーションの適正管理の推進を支援しています。</p> <p>また、事業者の製造・流通・販売段階での過剰包装削減等の取り組みを促進していきます。</p>
5	分別意識向上のためのSNS等の活用	簡単に適正分別に取り組み、分別意識を向上することができるよう、SNSやアプリ等を活用した家庭ごみの分別周知のほか、ごみ検索サイトの普及等を促進していきます。

(2) 適切な施設運営と効率的な収集運搬

表2-3-2-2 適切な施設運営と効率的な収集運搬

No	方策	内容
1	焼却施設の適切な運営	循環型ごみ処理システムの安定的な運営のため、環境負荷の低減と、エネルギーの有効利用による安全かつ経済的な運転管理を行います。
2	焼却施設の余熱・エネルギーの活用等	焼却施設で発生する余熱を蒸気として回収し、施設内の暖房・給湯・電力に利用するほか、隣接する生ごみ・し尿処理場、下水終末処理場に熱エネルギーとして供給し、汚泥乾燥・消化槽加温・暖房として活用します。 また、生ごみ（家庭系・事業系）については、生ごみ・し尿処理場において破砕分別後、下水終末処理場へ圧送し、施設内でバイオガスを生成し売電します。
3	安定的で経済性・効率性を考慮したごみ処理施設の維持管理手法の検討	焼却施設稼働後のごみの量やごみ質を分析し、施設負荷の軽減や、経済性・効率性を考慮した維持管理手法を検討します。
4	経済的・効率的な分別や収集運搬体制の検討	ごみ処理施設の維持管理手法の検討と併せて、分別や収集ルート収集運搬体制について検討します。
5	粗大ごみのオンライン化の検討	国のデジタルガバメント実行計画 [*] において、「処理件数が多く」、「住民等の利便性向上」や「業務の効率化」効果が高いと考えられる、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の例として挙げられていることから、今後導入の検討をします。 ※デジタルガバメント実行計画：データ環境の整備や行政手続きのオンライン化などを実現するために制定された施策。

(3) 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

表2-3-2-3 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

No	方策	内容
1	少子高齢化社会への対応	高齢者や単身者のごみ出し支援や、大量の遺品の適正処理が困難なケースへの対応などを検討していきます。
2	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、適切な見直しを継続的に行い、発災時に迅速な対応を行えるよう、平時から災害に備えた準備や体制の構築等に努めます。
3	食品ロスの削減	食品ロスを削減するために食品を買いすぎない、自宅や飲食店における食べ切りの実践等、市民・事業者等と連携しながら取り組んでいきます。

4	プラスチック資源循環への対応	化石燃料由来のプラスチック製品からの転換や、リサイクルシステムの新たな取り組みなど、国の動向を注視しつつ、経済性・効率性の観点を考慮した検討を行い、地域の実情に応じた対応を実施します。
5	今後懸念される様々な課題への対応	<p>持続可能な社会を目指した国際協調の取り組みが進められていることを踏まえ、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策の立案・実施に取り組んでいきます。</p> <p>また、自らも事業者として、グリーン購入などの取り組みを実行するなど、地方公共団体に期待される役割を果たしていきます。</p>

第4節 収集・運搬計画に係るごみ分別の基本的な考え方

1. 家庭系廃棄物

家庭系廃棄物の分別収集区分と処理方法は、表2-4-1-1のとおりです。

本市では家庭系分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、地域における容器包装廃棄物の3R+Renweable（再生可能な資源への代替）を推進する目的で、市民・事業者・家庭系の3者が責任を分担することを示しています。

なお、資源物の分別区分は国の施策等を踏まえ適宜見直しを行い、効率的で安定的な処理を行っていきます。

表 2-4-1-1 家庭ごみの種類と処理方法など

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（委託）	市（委託）	焼却	市（委託）	埋立
燃やせないごみ	市（委託）	—	—	市（委託）	埋立
危険ごみ	市（委託）	市（委託）	選別	市（委託）	埋立
粗大ごみ	市（委託）	市（委託）	破碎磁選 焼却	市（委託）	埋立
生ごみ	市（委託）	市（委託）	破碎分別	—	—
プラスチック容器包装	市（委託）	市（委託）	選別 圧縮梱包	—	—
ペットボトル・缶・びん	市（委託）	市（委託）	選別 圧縮梱包	—	—
紙パック	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—
ダンボール	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—
新聞ちらし・雑誌・本	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—
蛍光管・LED水銀使用廃製品	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—
電池	市（委託）	市（委託）	選別 ｼﾝｸﾞﾙ積替	—	—

2. 事業系廃棄物

事業者が排出するごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則として、排出者が減量化・資源化に努め、市の施設に搬入するときは、自ら搬入するか、収集運搬許可業者へ委託し搬入するものとします。

表2-4-2-1 事業系廃棄物の種類と処理方法など

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	排出者許可業者	市（委託）	焼却	市（委託）	埋立
燃やせないごみ	排出者許可業者	市（委託）	破碎磁選	市（委託）	埋立
生ごみ	排出者許可業者	市（委託）	破碎分別	—	—
資源物	排出者 許可業者 資源回収業者	市（委託） 資源化業者	選別 圧縮梱包	—	—

第5節 適正な処理を実施するための基本的な計画

1. 収集・運搬計画

(1) 基本方針

分別排出の周知徹底を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬を安全かつ衛生的に実施します。

(2) ごみの収集対象区域

ごみの収集対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

(3) ごみ収集・運搬の機材

ごみの収集・運搬業務は、委託により行います。また、ごみ質やごみ量の変化、受入れ体制の変更などの状況が大きく変化した場合においては、効率的収集・運搬体制を検討し、必要に応じて見直しを行います。

また、ごみの収集・運搬車両を更新する際には、委託業者に低公害車の導入を推奨します。

2. 中間処理計画

(1) 基本方針

令和2年度から焼却施設が本稼働したことから、資源化できるものは極力資源化し、資源化できないものは焼却処理を中心とする減量化・減容化を図り、最終処分場への負担を軽減することとします。

また、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるための方策を講じます。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法は、令和2年度以降、表2-5-2-1のとおり実施しています。

表2-5-2-1 中間処理の方法

ごみの種別	処理方法	中間処理施設	
燃やせるごみ	焼却	焼却施設	
生ごみ	破碎分別	生ごみ・し尿処理場	
危険ごみ	選別	ごみ処理場(最終処分場)	
粗大ごみ	可燃性	破碎 焼却	焼却施設
	不燃性	破碎磁選	ごみ処理場(最終処分場)
資源物	選別 圧縮梱包 コンテナ積替	リサイクルセンター	

「燃やせるごみ」は、令和2年度より焼却処理を行っており、焼却後に発生する焼却灰等の残渣は、最終処分場で埋立処分を行います。令和2年度以降、「燃やせるごみ」、「可燃性粗大ごみ」、「生ごみ」と「資源物」から発生する残渣のうち可燃性の残渣は、焼却施設で減容化しています。

「生ごみ」は、引き続き生ごみ・し尿処理場で、破碎分別後し尿処理施設の混合槽へ移送し、その後し尿・浄化槽汚泥とともに、下水終末処理場に圧送し、バイオガス化を行います。破碎分別により発生した残渣は、焼却施設に搬入し、焼却処理を行います。

「可燃性粗大ごみ」は焼却施設内に設置した切断機で破碎し、焼却処理します。

「不燃性粗大ごみ」は破碎機で破碎し、金属などのリサイクルできるものについては、資源化を目指します。

「資源物」は、リサイクルセンターで選別、圧縮、梱包などの処理を行った後、民間業者に引き渡して資源化します。

(3) 中間処理量

中間処理施設に係るごみ処理量の見込みは、表2-5-2-2のとおりです。令和2年度からの焼却施設の本稼働により、中間処理量が増加する見込みです。

表2-5-2-2 中間処理施設に係るごみ処理量の見通し

(単位：t)

施設名		令和元年度 (2019)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)
リサイクルセンター		2,408	2,302	2,284
生ごみ・し尿処理場		3,595	3,882	3,907
焼却施設	一般廃棄物	4,280	12,428	12,225
	産業廃棄物	0	1,690	1,690
	小計	4,280	14,117	13,914
中間処理計	一般廃棄物	10,284	18,611	18,416
	産業廃棄物	0	1,690	1,690
	合計	10,284	20,301	20,106

注) 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

3. 最終処分計画

(1) 基本方針

「不燃性粗大ごみ」、「燃やせないごみ」と中間処理施設から発生する不燃性残渣、焼却灰等は最終処分場で埋立処理します。

今後できるだけ資源化・減量化することによって最終処分量を低減し、最終処分場の延命を図っていく方針です。

(2) 最終処分量

本市の最終処分量の見通しは、表2-5-3-1のとおりです。

表2-5-3-1 最終処分量の見通し

(単位：t)

種 別		令和元年度 (2019)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)
収集+直接搬入	一般廃棄物	7,617	1,136	1,064
	産業廃棄物	5,276	1,285	1,285
	小 計	12,893	2,420	2,349
中間処理残渣	一般廃棄物	1,194	1,887	1,850
	産業廃棄物	0	610	601
	小 計	1,194	2,497	2,451
最終処分計	一般廃棄物	8,811	3,023	2,914
	産業廃棄物	5,276	1,894	1,885
	小 計	14,087	4,917	4,800

注) 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数字と内訳の計が一致しないことがある。

第6節 ごみ処理施設の整備に関する事項

1. 中間処理施設及び最終処分場

(1) 中間処理施設の整備

中間処理施設であるリサイクルセンターは、びん・缶・ペットボトル、プラスチック製容器包装等のリサイクルにより、これまでごみの減量や環境負荷軽減に寄与してきました。しかしながら、選別機械の老朽化が進んでいることや、現在、国の方針としてプラスチック製品も含めたリサイクルの検討がなされていることから、今後は、環境合理性を踏まえつつも経済合理性も重視したリサイクルのあり方を根本的に見直す必要があります。

生ごみ・し尿処理場については、ごみの減量による埋立量の削減やバイオガス化による環境合理性を追求してきましたが、今後は環境合理性を踏まえつつ、経済合理性も重視しなければなりません。そのため、将来的には、焼却施設の稼働により最終処分場の負荷軽減が図られたことなども踏まえながら、施設や分別のあり方についても検討を進める必要があります。

焼却施設は、施設の長寿命化を図るため、必要に応じた点検整備や補修等を実施し、適正な維持管理を行っていきます。

(2) 最終処分場の整備

最終処分量及び残余容量を適切に管理し、ごみ減量化やリサイクル率の向上とあわせて最終処分量の減量化を進め、供用中の第6期処分場の延命化を図っていきます。また、維持管理にあたっては、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるための適正な管理を行うとともに、埋め立てた廃棄物の種類や量、水質などの施設の運営管理状況に係る情報は、市のホームページ・広報などで公開します。

なお、第6期最終処分場は、本計画どおりにごみ量が推移した場合、令和15年頃に残余量がゼロとなる見込みであることから、適切な時期に第7期処分場の整備に向けた準備を開始していく方針です。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 はじめに

1. 恵庭市の特性等

本市は、穏やかな気候風土・豊かな自然環境に恵まれており、水資源についても、千歳川や漁川・島松川など多くの河川が市内を流れている状況です。

これらの河川の水質保全については、市内の7河川10地点で2か月ごとに生物化学的酸素要求量（BOD）などの定点観測を行うほか、漁川に関して「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」を制定するなど、水質汚濁の防止に努めているところです。

また、漁川ダム周辺における北海道開発局による水質測定及び貯水池の水質保全対策や、漁川水系の浄水場を管理する石狩東部広域水道企業団による取水口の定期的な水質検査なども行われており、これらの取り組みにより、良好な水質が保たれています。

第2節 基本方針

1. 生活排水処理に係る基本的理念

生活排水の処理は、一般家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理することが基本であり、都市部では公共下水道が中心です。

公共下水道計画区域外では、個別の浄化槽設備としてし尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の利用により、公共用水域の水質を保全しています。

基本理念

守ろう恵庭の豊かな水環境 ～生活排水の処理率向上をめざして～

2. 生活排水処理の基本方針

本市における生活排水処理は、適切な処理により河川への汚濁負荷を軽減し、持続的な循環型社会の構築を目指します。

具体的には、都市部においては概成[※]している公共下水道の維持、郊外部においては個別排水処理として合併処理浄化槽の整備を進めていくこととします。

※ 概成：公共下水道事業においておおむね整備が終わっていること

基本方針1 公共下水道事業の推進

持続可能な下水道サービスを提供するため恵庭市下水事業経営戦略の経営方針に基づき「経営基盤の強化」、「ストックマネジメントに基づく老朽化対策」、「地震対策」等を行います。

基本方針2 合併処理浄化槽整備の推進

公共下水道処理区域外では、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

基本方針3 し尿・浄化槽汚泥の資源化及び適正処理

し尿・浄化槽汚泥は、生ごみとともに生ごみ・し尿処理場にて前処理を行い下水終末処理場にて地域バイオマスとして下水汚泥と混合し、「バイオガス化」及び「排出汚泥の肥料化や熱回収資源化等」により有効利用を図ります。

3. 目標年次

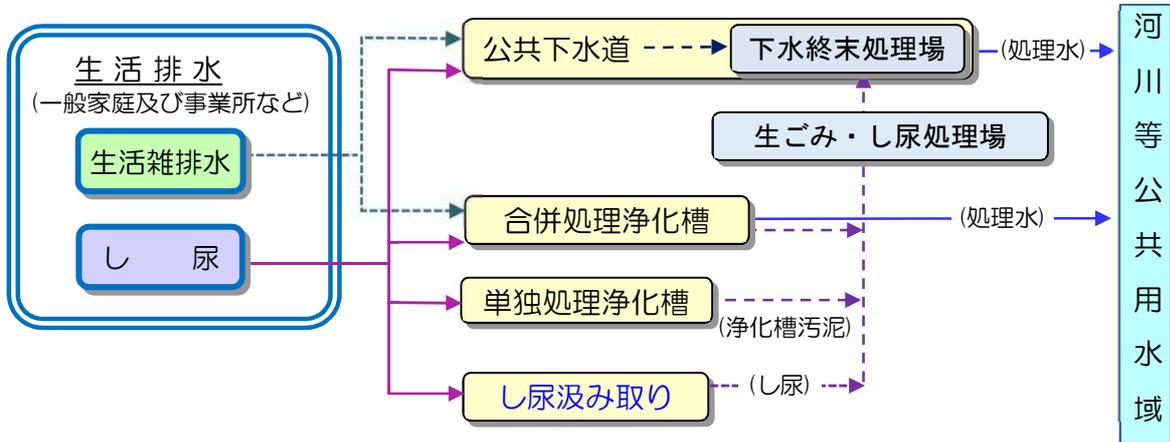
本市における生活排水処理基本計画における計画年次は、本市の総合計画（第5期）及び恵庭市公共下水道基本計画及び恵庭市公共下水道事業計画などを勘案し、令和12年度（令和7年度（中間））とします。

なお、社会情勢などによる変化が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

第3節 生活排水の排出の状況

1. 生活排水の処理体系

現在の本市における生活排水の排出及び処理体系は、生活雑排水は2つの方法（公共下水道、合併処理浄化槽）、し尿処理は4つの方法（公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り）で処理しています。



※ 生活雑排水とは、日常生活を行う過程で発生する風呂、洗濯、台所等からの排水

図3-3-1-1 生活排水の処理体系

2. 生活排水処理施設の整備状況

本市の下水道事業は、令和元年度末現在で約1,881haの計画区域で事業を進めており、恵庭下水終末処理場(昭和55年供用開始)に集約した施設整備を進め、令和元年度末の下水道処理人口普及率97.6%、処理区域内人口の水洗化率99.8%となっています。し尿・浄化槽汚泥は、生ごみと混合し、下水終末処理場へ移送しています。

<p>• 恵庭市し尿処理場 供用開始：平成元年2月 処理方式：生ごみと混合し 下水終末処理場へ移送 (H24年～) 処理能力：15kL/6時間 所在地：中島松460-1</p>	
<p>• 恵庭下水終末処理場 供用開始：昭和55年10月 処理方式：標準活性汚泥法 処理能力：47,500m³/日 所在地：中島松453</p>	

3. 生活排水の状況

(1) 公共下水道処理区域内人口の予測

本計画では、恵庭市公共下水道事業計画に合わせ、行政人口には人口ビジョン(2019)の値を用い、下記のとおり、公共下水道処理区域内人口を設定します。

(2) 公共下水道による生活排水の処理

公共下水道による生活排水の処理状況の推移(令和元年度末)は、表3-3-3-1に示すとおりです。

「公共下水道処理区域内人口」は、下水道が利用できる区域における現況人口であり、このうち実際に下水道を利用している人口を「公共下水道水洗化人口」といいます。

表3-3-3-1 公共下水道による生活排水の処理状況

区分	単位	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
計画処理区域面積	ha	1,865	1,865	1,865	1,881	1,881
整備済み処理区域面積	ha	1,850	1,850	1,850	1,854	1,866
行政人口	人	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900
公共下水道処理区域内人口 ¹⁾	人	67,157	67,411	67,686	67,918	68,205
公共下水道水洗化人口	人	66,976	67,254	67,531	67,776	68,063
下水道処理人口普及率 ²⁾	%	97.4	97.4	97.5	97.5	97.6
処理区域内人口の水洗化率 ³⁾	%	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8
水洗化率(行政人口比) ⁴⁾	%	97.2	97.2	97.2	97.3	97.4

1) 公共下水道処理区域内人口：駐屯地内人口を含む

2) 下水道処理人口普及率：行政人口に対する公共下水道処理区域内人口の割合

3) 処理区域内人口の水洗化率：公共下水道処理区域内人口に対する公共下水道水洗化人口の割合

4) 水洗化率(行政人口比)：行政人口に対する公共下水道水洗化人口の割合

(3) 合併処理浄化槽による処理の状況

公共下水道計画区域外を主体とする下水道未整備地区における合併処理浄化槽の状況は、表3-3-3-2に示すとおりです。

公共下水道と合わせた整備率を示す、「生活排水処理率」は令和元年において98.8%です。

表3-3-3-2 合併処理浄化槽及び生活排水処理の状況

区分	単位	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
合併処理浄化槽稼働基数	基	263	287	301	310	314
公共下水道処理区域外人口	人	1,777	1,786	1,761	1,708	1,695
区域外合併処理浄化槽人口	人	849	934	953	992	992
区域内合併処理浄化槽人口	人	3	3	3	3	3
生活排水未処理人口 ¹⁾	人	1,106	1,006	960	855	842
合併処理浄化槽普及率 ²⁾	%	47.8	52.3	54.1	58.1	58.5
生活排水処理率 ³⁾	%	98.4	98.5	98.6	98.8	98.8

1) 生活排水未処理人口：行政人口から公共下水道水洗化人口、合併処理浄化槽人口を引いた人口

2) 合併処理浄化槽普及率：区域外合併処理浄化槽人口に対する公共下水道処理区域外人口の割合

3) 生活排水処理率：行政人口に対する公共下水道水洗化人口と合併処理浄化槽人口の割合

$$\text{生活排水処理率 (\%)} = \frac{\text{公共下水道水洗化人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政人口}}$$

(4) し尿等収集の状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理実績を表3-3-3-3に示します。

表3-3-3-3 し尿・浄化槽汚泥の処理実績

区分	単位	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/ R1 (2019)
行政人口	人	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900
し尿人口	人	963	863	817	712	699
合併処理浄化槽人口	人	852	937	956	995	995
し尿浄化槽人口	人	143	143	143	143	143
し尿排出量原単位	L/人日	2.13	2.18	2.26	2.58	2.48
し尿処理量計	kL	2,615.90	2,511.85	2,853.45	2,886.00	2,989.45
浄化槽汚泥収集量	kL	1,374.20	1,400.30	1,562.66	1,597.30	1,485.00
年間処理量	kL	3,990.10	3,912.15	4,416.11	4,483.30	4,474.45

4. 生活排水処理に係る問題点など

(1) 施設の老朽化に伴う改築・維持管理費の増加

老朽化に伴う経費が増大していくことが想定されるため、計画的で効率的な改築を進めていく必要があります。

(2) 地震などの災害に対する施設の脆弱性

災害に強く、持続可能な下水処理を行うために、老朽化対策に加えて地震対策についても進める必要があります。

(3) し尿処理施設に係る問題など

老朽化したし尿処理施設については、効率的で安定的な稼働を継続するため、計画的に更新していく必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理に負担がかかる異物の混入等を防止するため、利用者への注意喚起が必要となっています。

第4節 生活排水の処理主体

1. 収集区域の範囲

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、本市行政区域内全域とします。
 公共下水道は、恵庭市公共下水道事業計画に基づき整備を行います。

2. 収集運搬、処理の方法

本市における生活排水の処理主体は、表3-4-4-1のとおりです。

表3-4-4-1 生活排水の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	恵庭市
(2) 合併処理浄化槽		
(3) 生ごみ・し尿処理場（前処理）	し尿及び生活雑排水(生ごみ)	

第5節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理の計画

(1) 生活排水の処理の計画

本市の生活排水処理率は、令和7年度及び12年度には生活排水処理率をそれぞれ99.0%、99.1%とします。

表3-5-1-1 し尿・浄化槽汚泥に係る計画処理量

		生活排水処理目標		
		H31/R1(2019)	R7(2025)	R12(2030)
行政人口	人	69,900	69,825	68,851
公共下水道処理区域内人口	人	68,205	68,149	67,199
公共下水道水洗化人口	人	68,063	68,013	67,065
処理区域外人口	人	1,695	1,676	1,652
区域外合併処理浄化槽人口	人	992	1,078	1,158
区域内合併処理浄化槽人口	人	3	3	3
し尿人口	人	699	588	482
下水道処理人口普及率	%	97.6	97.6	97.6
下水道水洗化率	%	99.8	99.8	99.8
合併処理浄化槽普及率	%	58.5	64.3	70.1
生活排水処理率	%	98.8	99.0	99.1

(2) 公共下水道

公共下水道は、恵庭市公共下水道事業計画に基づき整備します。公共下水道処理計画区域は、主に市街化区域で構成されており、汚水管の整備率は99%と概成しています。今後は、行政人口の減少に伴い、公共下水道処理区域内人口も減少する見込みですが、水洗化率は維持できる見込みです。

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道処理区域外では、近年の整備実績（公共下水道処理区域外における水洗化希望件数など）を鑑み、合併処理浄化槽の設置を毎年5基の計画で進めることとします。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

- ・収集運搬計画に関する取組み

生活圏から発生するし尿・浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、収集運搬体制の効率化・円滑化を図るとともに、収集運搬業者への指導を徹底し、快適で安全な生活環境を保全します。

(2) 中間処理計画

- ・中間処理計画に関する取組み・方法

計画処理量に十分対応できる「し尿処理施設」において、前処理するものとします。

下水終末処理場では地域バイオマスとして受け入れ、生ごみとともに下水汚泥を混合処理することでより多くのバイオガスを発生させ発電を行います。

また、焼却施設の排熱を利用する汚泥乾燥施設を運用し、汚泥重量の減量を図ります。

(3) 最終処分計画及び資源化有効利用計画

- ・最終処分に関する目標

焼却後の乾燥汚泥は焼却灰として埋立処理し、乾燥汚泥以外の汚泥は、肥料及びセメント原料として資源化します。

3. 住民に対する広報・啓発活動

- 目に触れる機会の少ない生活排水処理の役割・必要性について、市民の理解熟成を図ります。
- 良好な水辺環境を保全するため、特に下水道処理区域外における合併処理浄化槽の整備促進を働きかけます。
- 処理施設への負担を軽減するため、異物混入に関する注意喚起を行います。
- 市の所有物ではない単独処理浄化槽の利用者に対しては、法定点検や改善などの指導を行います。